

大阪大学授業料免除等制度

2020年度(令和2年度)授業料免除申請要項

【新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変対応】

〔前期(4～9月)分授業料〕

希望者は申請方法に誤りがないよう本要項を熟読の上、手続きしてください。

- ◆ 申請は、免除等の対象となる各期に在学している学部及び大学院の正規生のみが対象です。必ず本人が申請してください。
- ◆ 判定結果が出る前に退学・休学をする場合及び6か月未満での修了が見込まれる場合は、授業料を納入する必要がありますので、学生センターで申請の取り下げ手続きをしてください。また、申請学期の途中で休学・退学・修了の予定がある場合(申請学期の途中で休学期間が終了し復学する場合を含む)は、申請することはできません。
- ◆ 提出された書類は返却しません。また、審査の段階で必要に応じて申請要項に定められているもの以外の書類の提出を求めることがあります。
- ◆ 審査の段階で、書類の不備や確認すべき事項があった場合は、受付期間後でも追加書類の提出を求めることや事実確認を行うことがありますので、学生センターからの連絡には速やかに対応してください。連絡は主にメールで行いますので、必ず確認できるメールアドレスを免除等システム上で登録してください。なお、不足書類や追加書類を、指定された期日までに提出しなかった場合は、書類不備として免除等の対象外となりますので注意してください。
- ◆ 提出書類の虚偽記載、偽造等により授業料の免除等の許可を受けたことが判明した場合は、その許可は取り消され、直ちに授業料を納入していただきます。
- ◆ 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)に基づき、学部に在籍する日本人等の学部学生(特別永住者、永住者などを含む)を対象として、国の統一基準による「高等教育修学支援制度(以下、同法律に基づく支援において同じ。)」が令和2年度から実施されました。「高等教育修学支援制度」の支援対象者の要件を満たす者は、本人の申請により、授業料等減免が認められた場合において、本学はその減免額に基づく授業料等の免除を実施しますが、この制度は、本要項「大阪大学授業料免除等制度」に定める免除等申請とは異なる別制度となります。
- ◆ 学部

【前期分授業料免除制度(4月～切分)からの主な変更点】

- 新型コロナウイルス感染症による影響で家計急変し、収入等が減少したことのわかる書類等を別途提出すること。
- 申請を希望する方は、事前にWebKOAN一般アンケートに回答していただいた後に、本要項に記載の提出書類を期日までに提出すること。

《申請手続》

①「WebKOAN一般アンケート」への申請希望登録

受付期間: 2020年(令和2年)5月15日(金)～2020年(令和2年)5月27日(水)23時00分(日本時間)【厳守】

②各種様式・証明書類等の提出

受付期間: 2020年(令和2年)5月25日(月)～2020年(令和2年)6月5日(金)(日本時間)【厳守】

※提出書類一式を簡易書留等の配達記録が残る形で以下の宛先まで郵送してください。

※国内郵便で提出する場合、2020年(令和2年)6月5日(金)消印有効です。翌日以降の消印分は無効となります。

※国際郵便による郵送となる方については、2020年(令和2年)5月27日(水)までに吹田学生センターにご連絡ください。

◆ **上記手続を期間中にすべて行わなければ、申請は完了しません。**

◆ **いずれか一つでも受付期間を過ぎた場合は一切受付を行わず、申請は無効となります。**

◆ 申請における「よくある質問について(Q&A)」についても併せてご確認ください。

問い合わせ先
大阪大学吹田学生センター 授業料免除担当
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
E-mail:gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

大阪大学授業料免除等制度
2020年度(令和2年度)授業料免除申請要項
【新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変対応】
〔前期(4～9月)分授業料〕
目 次

平成31年度(平成30年分)所得(課税)証明書の提出について	p.1
申請準備から結果発表までの流れ	p.1
1. 申請条件の確認	p.2
2. 申請区分及び世帯の構成員の確認	p.2
3. 必要書類の準備	p.3
4. 「WebKOAN一般アンケート」への回答(申請希望者のみ)	p.3
5. 申請関係書類の提出	p.4
6. 書類点検/不足・不備書類の連絡	p.3
7. 結果発表	p.4
8. その他	p.4
授業料免除申請に必要な書類について	p.5
1. 申請区分に応じて、申請者全員が必ず提出する書類	
2. 申請区分にかかわらず対象者に該当する場合に全員提出する書類	
3. 世帯構成員の中に、就学者が含まれる場合に提出する書類	
4. 本人が区分に該当する場合に提出が必要な書類	
5. 「家計支持者」「本人(配偶者)」の収入について、区分に該当する場合に提出が必要な書類	
6. 特別控除を受けるために必要な証明書類	
7. 私費外国人留学生で、家族が日本に在住している場合に提出が必要な書類	
8. 令和元年台風第19号による被災者の追加提出書類	
9. 新型コロナウイルス感染症による影響で収入等が減少したことのわかる書類	
10. 新型コロナウイルス感染症による影響で該当する場合に必要な書類	
入学科免除・授業料免除の収入・所得限度額について	
よくある質問について(Q&A)	
様式集	
『2020年度入学科・授業料免除等申請書』(様式1-1, 1-2)	
※記入上の注意付き	
『奨学金状況調書』(様式2)	
『独立生計者の家計状況申告書(私費外国人留学生を除く)』(様式3)	
『私費外国人留学生の家計状況申告書』(様式4)	
『在学状況書類貼付用紙』(様式5)	
『支払い(見込み)証明書』(様式6-1)	
『給与明細関係書類貼付用紙』(様式6-2)	
『大阪大学アルバイト申告書』(様式6-3)	
『年金関係書類貼付用紙』(様式7)	
『推薦書』(様式8)	
『療養費証明書』(様式9)	
『申立書・事情書』(様式10-1)	
『アルバイト等に関する退職申立書』(様式10-2)	
『申告書』(様式10-3)	

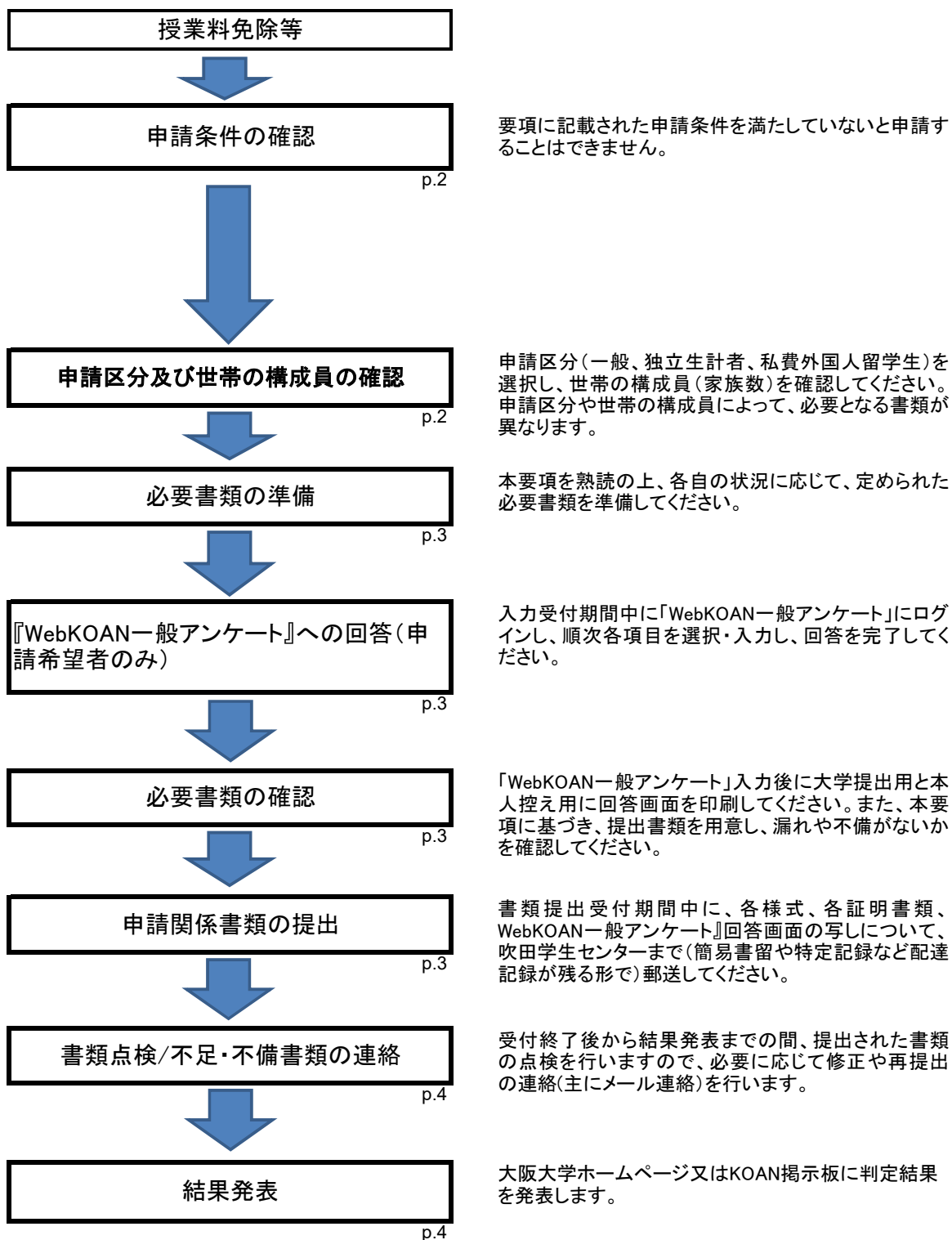
平成31年度(平成30年分)所得(課税)証明書の提出について

所得(課税)証明書は、収入(所得)のほか扶養控除人数及び住民税課税・非課税の有無(課税額等)が記載されたものの交付を受けてください。記載のない場合は、必要事項が記載された所得(課税)証明書の再交付を受け、再度提出していただく必要があります。

※「所得(課税)証明書」は市区町村の役所で発行されます。申請の際には、所得控除の内訳、住民税の課税又は非課税、課税の場合は課税額が記載されたものが必要な旨を窓口で伝えてください。所得金額が**表記のものは、所得が0円の証明ではないのでご注意ください。

*市区町村によっては、「令和元年度(平成30年分)課税(所得)証明書」等の名称(改元後の元号使用)で発行しているところもあります。

申請準備から結果発表までの流れ



1. 申請条件の確認

授業料免除の申請が可能かどうか、条件を確認してください。それぞれ、いずれかの条件を満たしている場合に、審査対象となります。なお、社会人学生等で授業料相当が所属先から支給されている場合、留学生で国等から授業料相当が支給されている場合、あるいは特定の者を対象とした他の授業料等減免制度により授業料相当が免除となる場合は申請できません。

授業料

1. 申請対象者

(1) 大学院学生(外国人留学生含む)

(2) 高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たさない学部学生(外国人留学生含む)

※ 既に「大阪大学授業料等免除制度」に申請している方は対象になりません。

※ 『新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった方を支援対象とする高等教育修学支援制度(日本学生支援機構給付奨学金【家計急変】+授業料免除)(以下、「高等教育修学支援制度」という。)]の支援対象者の要件を満たさない方が、申請対象になります。

★★★重要_学部学生向け★★★

事前に、高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を、阪大HPや給付奨学金案内(p8~p17)で確認してください。

大阪大学HP 新しい給付型奨学金について(令和2年度~)>③家計急変採用
https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/kyufu/new_r2#kyuhen

日本学生支援機構HP 給付奨学金案内
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

★★★★★★★★★★★★★★

2. 免除申請の条件(学部生・大学院生共通)

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変したことにより令和2年度前期授業料の納入が困難であり、次のいずれかの条件を満たす方

(1) 新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、主たる学資負担者が死亡した場合

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる学資負担者が感染により就労困難となり収入減少となった場合

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる学資負担者が失職(非自発的失業に限る)・廃業等により収入減少となった場合

※「主たる学資負担者」とは、入学する者の学資を主として負担している者

◆授業料の免除等申請において、どの程度の収入で「納入が困難である」と認められるかについては、本要項に参考添付する「授業料免除・入学料免除の収入・所得限度額について」を確認してください。

◆免除の判定にあたっては学力基準も考慮しますが、どの程度の成績で「学力基準を満たす」かについては、公表していません。

◆上記の「2. 免除申請の条件」について、(1)、(2)又は(3)を満たしていても、次のいずれか一つに該当する場合は免除の対象となりません。

1. 直前の学期の授業料が未納の場合
2. 既に申請期の授業料を納入している場合
3. 特別の理由なく同一の学年に留まっている場合
4. 特別の理由なく最短修業年限を超えている場合

◆今回の申請者のうち、上記の条件を満たしている学生を対象に選考を行い、予算の範囲内で授業料の全額、半額免除を決定します。(定められた予算の範囲内で免除を行いますので、条件を満たしている場合であっても免除等が認められないことがあります。)

2. 申請区分及び世帯の構成員の確認

◆前期(4~9月)分授業料免除申請は、2020年4月1日時点で、以下のとおり申請区分を選択する必要があります。

申請区分	要 件
独立生計者※	以下1~3の条件をすべて満たしていること 1. 本人(及び配偶者)の父母等と別居している 2. 本人(又は配偶者)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される 3. 所得税法上、父母等の扶養家族でない
私費外国人留学生	私費外国人留学生(在留資格:『留学』)
一般	「独立生計者」、「私費外国人留学生」のどちらにも該当しない場合

※ 学部学生は原則として「独立生計者」の区分では申請できません。

独立生計の認定・必要な証明書類の詳細については、様式3「独立生計者の家計状況申告書」に記載されていますので、必ず確認してください。

※ 独立生計者とは、原則、1年間生活できるだけの恒常的な収入が本人・配偶者(どちらか一方又は両方)にあり、その収入によって生計を成立させている者をいいます。この点で疑義が生じる場合は、確認を行い、独立生計者として認めないこともあります。

◆世帯構成員の確認

申請区分に応じて以下のとおり世帯の構成員が変わります。

	世帯の構成員	独立 生計者	私費外国人 留学生	一般
①	申請者(独立生計者、私費外国人留学生の場合は配偶者を含む。)	●	●	●
②	父及び母、又は父及び母に代わって家計を支えている者(「家計支持者」という。)	/	★	●
③	同居・別居を問わず、所得税法上、家計支持者又は申請者の扶養下にある者		★	●

●:世帯の構成員に該当

★:当該構成員が日本に住んでいる場合のみ該当

上記②又は③に該当する方がいれば世帯人数(家族数)に含まれます。なお、③について、就学者又は未就学者は、所得税法上に限らず、原則、世帯人数(家族数)に含めて考えます。その場合、その方に係る該当の各種証明書類等の提出が必要となります。

家計支持者について、申請者は原則として該当しませんが、独立生計者は申請者本人(又は配偶者)を家計支持者とみなします。

同居・別居にかかわらず、②又は③に該当しない祖父母・兄弟姉妹等は世帯の構成員に含まれないため、免除等申請システムへの登録や、各種証明書類等の提出は不要となります。

3. 必要書類の準備

以下①又は②により、どのような書類が必要か確認し、早めに準備をしてください。

- ① 本申請要項の5ページ以降の「授業料免除申請に必要な書類について」を参照
- ② 申請要項で定めている各様式は、本要項に掲載しているものを印刷してください。

4. 「WebKOAN一般アンケート」への回答(申請希望者のみ)

入力受付期間:2020年5月15日(金)～2020年5月27日(水)23時00分(日本時間)【厳守】

◆この『WebKOAN一般アンケート』への登録を上記期間中に完了しなかった場合、下記【5. 申請関係書類の提出】により学生センターに書類を提出しても申請は無効となります。

WebKOAN一般アンケートに回答するためには、大阪大学個人IDとパスワードが必要になります。

アンケートは、「送信」ボタンを押すまでは、入力途中で「一時保存」ボタンを押して何度でも入力を行うことができます。

やむを得ず、上記受付期間中に証明書類が用意できず金額が入力できない場合は金額を空欄とし、受給の有無等の事実関係は漏れなく選択、入力してください。

(「回答確認」ボタン後に)「送信」ボタンを押す前に、入力内容に誤りがないか、入力すべき項目に入力漏れがないか、十分確認してください。

入力が完了して「回答確認」ボタンを押すと、入力内容を確認することができます。その後、修正する場合は、「回答画面に戻る」ボタンを、修正がなく回答する場合は「送信」ボタンをおしてください。

- ◆「送信」後は、内容の修正ができません。修正が必要な場合は、印刷した回答画面の該当箇所を直接黒インクで修正してください。
- ◆本人控として印刷した回答画面は保管しておくようにしてください。

5. 申請関係書類の提出

書類提出受付期間 : 2020年5月25日(月) ～ 2020年6月5日(金)(日本時間)【厳守】

書類提出先 : 吹田学生センター

2020年6月5日(金)を過ぎると、理由の如何を問わず、書類は一切受理しません。「WebKOAN一般アンケート」の入力が完了していても、申請は無効となります。

- ◆封筒には必ず学籍番号の下4桁を記入してください。
- ◆学生センターへの書類提出は郵送とします。提出書類一式を簡易書留等の配達記録が残る形で以下の宛先まで郵送してください。なお国内郵便で提出する場合、2020年6月5日(金)消印有効です。翌日以降の消印分は無効となります。
- ◆国際郵便による郵送提出も可能ですが、5月27日(水)までに吹田学生センターにご連絡ください。
- ◆**書類受領に関する問い合わせには応じかねますので、提出書類一式を郵送される場合は、ご自身でも配達状況を確認できるように、必ず配達記録が残る形で郵送してください。**
- ◆受付期限までに証明書類がそろわない可能性がある場合は、要項p10の付番6をご確認ください

〒565-0871

大阪府吹田市山田丘1-1 大阪大学吹田学生センター 宛

(封筒の表に、「授業料免除申請書類【家計急変】在中」と朱書きしてください)

6. 書類点検/不足・不備書類の連絡

提出された書類を点検後、不足・不備書類や確認事項等があれば、吹田学生センターからメール又は電話で連絡します。**期限までに不足書類の提出又は確認への回答がない場合は、免除等の対象外となります。**
(メール又は電話がつかない場合は、申請者の不利益となります。)

書類提出(質問への回答)期限 : 学生センターが連絡をした日から1週間程度(期限厳守)
不足書類提出先 : 吹田学生センター

- ◆ 提出する書類は、必ず『不足書類 ○○○○(学籍番号下4桁)』と記入した封筒(任意のもの)に入れて提出してください。また、提出書類の右上には学籍番号を記入してください。
- ◆ 不足書類は郵送でも受付します。不足書類一式を書留等の配達記録が残る形で郵送してください。
- ◆ 不足書類の受領確認についてはメール等で特にお知らせしません。原則、問い合わせにも応じません。
- ◆ 不足書類が複数ある場合、期限までに全ての書類の提出がなければ、免除等の対象外となります。十分注意してください。

7. 結果発表

結果発表は以下のとおり、大阪大学ホームページ又はKOAN掲示板で行います。

- ◆ 前期(4～9月)分授業料免除
2020年8月以降(予定)
結果発表日については、別途事前にKOAN掲示板等でお知らせいたします。

授業料	全額免除	前期分の授業料は全額免除されます。
	半額免除	発表時の通知文書の記載に従い、指定期日までに、所定の授業料を納入してください。
	不許可	

- ◆ 授業料の納入について、口座振替の手続をしている場合は、当該預金口座から引き落としできるよう、指定期日までに入金を行ってください。
- ◆ 口座振替の手続をしていない場合は、大学より本人宛に振込依頼書を郵送しますので、振込依頼書に記載されている期日までに、大学が指定する口座へ振り込んでください。
- ◆ 授業料納入等に関する問い合わせ、(口座振替手続をしているかどうかの確認含む)は所属学部・研究科に確認してください。

8. その他

1. 個人情報の取り扱いについて

- ① 出願にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、「授業料免除の審査・選考業務」を行うために利用します。また、授業料免除の選考結果は「授業料収納に関する業務」に利用します。
- ② ①により得られた個人情報及び授業料免除の選考結果は、本学が行う「学生の経済的支援に関する業務」において利用することがあります。なお、「大学教育の改善」、「学生支援の改善」、「大学の管理運営(各種統計調査・分析、事業企画等)」を目的として利用することがありますが、この場合個人が特定できないように処理します。
- ③ 上記①及び②の業務を行うに当たり、一部の業務を外部の事業者へ委託する場合があります。この場合、外部の事業者と個人情報の取扱いが適切に行われるよう契約を結んだうえで、当該事業者に対して、提出された個人情報の全部または一部を提供します。

2. 要項本文で繰り返し述べていますが、授業料免除に必要な手続はすべて期限厳守となっており、遅れた場合にはいかなる理由であろうと申請は受け付けられません。申請する方はこのことに十分留意し、早めに手続を完了するようにしてください。

授業料免除申請に必要な書類について

- ◆ **2020年4月1日現在の状況で書類を提出してください。ただし、「9. 新型コロナウイルス感染症による影響で収入等が減少したことのある書類【追加提出書類】」のNo31と32及び「10. 新型コロナウイルス感染症による影響で該当する場合に必要な書類【追加提出書類】」のNo33～35については、新型コロナウイルスによる家計急変後の状況で書類を提出してください。**
- ◆ (写)と記載されている書類はコピーを、(写)と記載のない書類は原本を提出してください。
- ◆ A4サイズより小さい書類を提出する場合は、A4サイズにコピーするか、A4用紙に貼り付けて提出してください。
- ◆ 各様式の説明文を必ず確認の上、提出してください。
- ◆ 複数の項目に該当する結果、提出書類が重複する場合は、提出は1通で構いません。
- ◆ 申請者の判断で別の書類の代用はできません。必ず指定された書類を提出してください。
- ◆ 市区町村発行の書類については、マイナンバーの記載のないものを提出してください。
- ◆ マイナンバーの記載がある書類は、黒塗りするなどして番号が見えないようにしてください。

1. 申請区分に応じて、申請者全員が必ず提出する書類
(申請区分に応じて、●の書類を必ず提出してください)

No.	申請区分			必要書類	注意事項
	一般	独立 生計 者	私費 外国 人留 学生		
1	●	●	●	『WebKOAN一般アンケート』回答画面の写し	『WebKOAN一般アンケート』(5月27日回答期限)の回答画面を印刷してください。
2	●	●	●	『入学料・授業料免除等申請書』 (様式1-1、1-2)	本要項に掲載する様式1-1、1-2を使用してください。
3	●	●	●	『奨学金状況調査』(様式2)	本要項に掲載する様式2を使用してください。 奨学金の受給が証明できる書類の提出が必要になる場合があります。詳細については(様式2)の記載を確認してください。
4	●	●		市区町村発行による、 平成31年度(平成30年分)所得(課税)証明書(原本) 所得が「0」又は、少額により発行されない場合は 非課税証明書(原本)	一 般:家計支持者(父及び母、又は父及び母に代わって家計を支持する者) 独立生計者:本人(及び配偶者)について必要となります。 給与・給外所得の収入別金額、配偶者控除・扶養控除人数、住民税課税・非課税の有無が明記されている原本(記載省略のない様式※1ページ参照)を提出してください。父母が共にいる場合は、無職であっても父母双方の証明書が必要です。 父母がいずれもいない場合、父母に代わって家計を支持する者の証明書が必要です。 (注意)6月1日から令和2年度(令和元年分)所得(課税)証明書を発行することができる市区町村がありますが、「平成31年度(平成30年分)所得(課税)証明書」を提出してください。
5		●		『独立生計者の家計状況申告書』 (様式3)	本要項に掲載する様式3を使用してください。 収入≧支出となる必要があります。記載内容に疑義がある場合は確認させていただく場合があります。 申請者の状況により、「父母等の扶養を受けていないことがわかる証明書類」の提出が必要になる場合があります。詳細については(様式3)に記載の「大学院生の独立生計認定について」を確認してください。
6		●		本人(及び配偶者)の住民票(原本)	申請要項で定められた同一世帯の家族全員分が必要です。市区町村から取り寄せて原本を提出してください。なお、マイナンバーの記載のないものを提出してください。 ◆世帯全員分である旨の証明がある住民票を提出してください。 ◆世帯全員分である旨の証明ができない場合、父母の世帯全員分の住民票を併せて提出してください。 ◆父母等と別居しているが、住民票を移動させていない場合は本人(及び配偶者)と父母等が記載された住民票に併せて、申請時現在で別居していることが分かる書類(賃貸借契約書等の写し等)の提出が必要となります。 ※「続柄」の省略がないものを提出してください。
7			●	『私費外国人留学生の家計状況申告書』(様式4)	本要項に掲載する様式4を使用してください。 収入≧支出となる必要があります。記載内容に疑義がある場合は確認させていただく場合があります。

2. 申請区分にかかわらず対象者に該当する場合に全員提出する書類

No.	対象者	必要書類	注意事項
8	私費留学生全員	『在留カード』表裏両面の写し	最新の「在留カード」の表裏両面の写しを提出してください。 申請時点で渡日しておらず(あるいは住民登録の手続きを行っておらず)書類提出期限までに提出できない場合は、追加書類として後日提出してください。

3. 世帯構成員の中に、就学者が含まれる場合に提出する書類

No.	必要書類	発行場所等
9	『在学状況書類貼付用紙』(様式5) 学生証・在学証明書等のコピーを貼付し、必要事項を記入してください。	就学者の在学学校
◆免除判定における「就学者」とは、2020年4月1日現在で、小学校以上の学校に在学する方を指します。 但し、中学生以下の場合、No.9『在学状況書類貼付用紙』(様式5)の提出は不要です。 ◆次に該当する場合は免除判定における「就学者」には該当しません。 ・学校種別が「専修学校(一般課程)」又は「各種学校」の場合 ・予備校生・研究生・特別聴講生・聴講生・科目等履修生の場合		

4. 本人が区分に該当する場合に提出が必要な書類

No.	区分	必要書類等
10	最短修業年限を超過している	『推薦書(学部学生・大学院生共通)』(様式8) 休学や留学等により超過した場合も含まれます。必ず入学年月日を確認した上で記入してください。指導教員の推薦所見が必要です。所見がない場合は、書類不備で不許可となります。 「推薦書(様式8)」は、指導教員等が推薦所見を記入し、申請者本人経由で学生センターへ提出することとされていますが、指導教員等の判断で直接学生センターへ提出することを可能としています。指導教員等がその指示をした場合は「提出書類チェックシート」の様式8の欄に「指導教員提出」と記載して提出してください(またはその旨を記載したメモを同封してください。)
11	学資負担者が死亡した	「死亡診断書(写)」又は「埋葬許可証(写)」 対象となるのは2019年10月1日～2020年3月31日(2020年4月入学者は2019年4月1日～2020年3月31日)の死亡です。

5. 「家計支持者」「本人(配偶者)」の収入について、区分に該当する場合に提出が必要な書類

(それぞれの区分を確認し、該当する区分があれば○の必要書類を提出してください。「本人(配偶者)」の収入については、所得税法上、家計支持者(父母等)の扶養に入っている場合は提出不要です。)

No.	区分	必要書類等	書類発行場所
12	大阪大学でアルバイトをしている者	○『大阪大学アルバイト申告書』(様式6-3) 雇用部局名、就労期間・給与(見込)年額、申請者の氏名(サイン)を直筆で記載し、提出してください。就労期間、時給等は雇用部局で確認してください。	本要項に掲載する様式6-3を使用してください。
13	給与所得者 (専従者、パート、アルバイト※を含む) ※N0. 14の大阪大学のアルバイトを除く	○『令和元年分源泉徴収票(写)』 2019年1月2日以降に転職・就職をした方は、その仕事についての○『支払(見込み)証明書』(様式6-1)又は○『最近3か月分の給与明細書(写)』を○『給与明細関係書類貼付用紙』(様式6-2)に貼付又はホチキス留めて提出してください。	勤務先 (複数ある場合はそれぞれの勤務先のものが必要) または 本要項に掲載する様式6-1、6-2を使用してください。
14	給与所得者以外(自営業者等) 給与所得者で確定申告を行っている者	○平成31年分(令和元年分)確定申告書控 第一表及び第二表(写) 税務署の申告印(電子申告の場合は受付日時)が確認できるもの 確定申告をしていない場合は、市区町村が発行する「市(町村)・県(都道府県)民税申告書の控(写)」を提出してください。 2019年1月2日以降に開始した事業等で所得を得ている場合は、 「直近3か月分(見込み)の収入金額・必要経費・所得金額が分かる書類」を提出してください。(様式自由) <u>※万が一、マイナンバーの記載がある場合は黒塗り等で見えないようにしてください。</u>	税務署 市区町村
15	退職者・廃業者 2019年1月1日以降に勤務先を退職もしくは事業を廃業した場合	○『退職日が分かる書類(写)』、○『廃業届(写)』など、退職・廃業年月日が分かる書類 アルバイト・パートの退職に限り、該当者作成の○『アルバイト等に関する退職申立書』(様式10-2)でも可能です。	勤務先、税務署 または 本要項に掲載する様式10-2を使用してください。
16	退職者	○『休職証明書(様式自由)』 休職期間中に給与・手当等が支給される場合は、その○『支給額が分かる書類』を添付してください(様式自由)。	勤務先等
17	年金・恩給受給者	最新の○『年金振込(支払)通知書(写)』又は○『年金額改定(決定)通知書(写)』 ○『年金関係書類貼付用紙』(様式7)に貼付又はホチキス留めしてください。 2020年4月以降受給予定者は○『年金証書』など最新の年金額が分かるものを提出してください。	日本年金機構 共済組合 保険会社等
18	雇用保険(失業給付金)受給者	○『雇用保険受給資格者証(両面)第1面～第4面全て(写)』 支給日数と日額確認のため、必ず両面を提出してください。	ハローワーク
19	傷病手当金受給者	○『傷病手当金支給決定通知書(写)』	全国健康保険協会 又は共済組合等
20	児童扶養手当受給者	○『児童扶養手当証書(写)』	市区町村
21	生活保護受給者(生活保護認定世帯)	○『生活保護決定(変更)通知書(写)』 1年間の扶助料が分かるものを提出してください。	市区町村
22	日本学術振興会特別研究員	○『採用決定通知書(写)』 ○『研究遂行経費に関する調書(写)』 2点とも必要	日本学術振興会

6. 特別控除を受けるために必要な証明書類

- ◆ **世帯人員欄に記載された方全員について、以下の区分に該当し、特別控除を受けようとする場合は必要書類を提出してください。**特別控除を受けるための書類に不足・不備がある場合は、控除は適用されません。
- ◆ **本要項「2. 申請区分及び世帯の構成員の確認」を確認の上、免除等申請における世帯構成員のうち、該当する方の証明書類を提出してください。**

No.	区分	必要書類等	書類発行場所
23	就学者 No. 11の再掲	○『 在学状況書類貼付用紙 』(様式5) ※中学生以下は提出不要	就学者の在学学校
24	母子世帯又は父子世帯	○母子世帯又は父子世帯であることが確認できる書類 (例) ○『平成31年度(平成30年分)課税(所得)証明書(原本)』 ○『平成30年分源泉徴収票(写)』 ※上記書類は、 寡婦(夫)控除欄にチェックが入っているもの に限り有効です。 ○遺族年金を受給していることが分かる書類(写) ○児童扶養手当を受給していることが分かる書類(写) ○戸籍謄本又は抄本(原本)	市区町村 勤務先 日本年金機構等
25	障がい者 原爆被爆者	○『 障がい者手帳(写) 』 ※申請中の場合はそれが分かる○ 医師の証明書 ○『 被爆者健康手帳(写) 』	市区町村
26	6か月以上の長期療養者 要介護認定者	○『 療養費証明書 』(様式9) 記入にあたっては、様式9の記入要領の記載を参照し、必要に応じて証明書類を添付してください。なお、可能な限り医師、施設の証明を受けたものを提出してください。	病院、薬局等 または 本要項に掲載する様式9を使用してください。
27	火災、風水害、 盗難等の被害を受けた世帯	○『 被(罹)災証明書 』又は『 盗難届出証明書 』 ○被害金額が分かる書類 ○損害保険金等の支払(補てん)が分かるもの ※災害等の申請は、以下の期間に発生したものが対象です。 2019年10月1日～2020年3月31日 (但し、2020年4月入学者は2019年4月1日～2020年3月31日) ※なお、令和元年台風19号に関しては、上記期間にかかわらず対象とします。	消防署 市区町村 保険会社等

7. 私費外国人留学生で、家族が日本に在住している場合に提出が必要な書類

No.	必要書類等	注意事項	書類発行場所
28	住民票 (原本)	◆申請要項で同一世帯と認められる家族全員分が必要です。 ◆世帯全員分である旨の証明がある住民票を提出してください。 ◆マイナンバーの記載のないものを提出してください。 ◆『続柄』の記載があるもの	市区町村
29	平成31年度(平成30年分)所得(課税)証明書(原本) 所得が「0」又は、少額により発行されない場合は非課税証明書 (原本)	◆申請要項で同一世帯と認められる家族全員分が必要です。 ◆但し、申請者のものは不要です。 ◆給与・給与外所得の収入別金額及び配偶者控除・扶養控除人数が明記されているもの(記載省略のない様式)を提出してください。	市区町村

8. 令和元年台風19号による被災者の追加提出書類

令和元年台風19号により主たる家計支持者が被災し、授業料の納入が困難な場合には、被災状況が確認できる書類を提出してください。提出された書類をもとに審査を行い、判定結果に反映します。

No.	区分	必要書類等	書類発行場所
30	令和元年台風19号により被災した世帯	○被災状況が確認できる書類 (例) ○罹災証明書(写) ○死亡診断書(写) ○行方不明を証明する書類(写) ○医師の診断書 ○解雇に関する通知書(写)、会社の倒産等を証明する書類(写) ○被災証明書(写) ○申立書等 ○被害金額が分かる書類 ○損害保険金等の支払(補てん)が分かるもの	市区町村 病院等 保険会社等

9. 新型コロナウイルス感染症による影響で収入等が減少したことのわかる書類【追加提出書類：全員】

新型コロナウイルス感染症による影響で収入等が減少したことのわかる書類を提出してください。提出された書類をもとに審査を行い、判定結果に反映します。
※次のNo31～No32は、新型コロナウイルスによる家計急変後に減収となった時点以降の書類を提出してください。

No.	区分	必要書類等	書類発行場所
31	新型コロナウイルス感染症による影響で家計急変し、経済的理由により授業料の納入が困難な世帯 ※一般又は独立生計者の「申請区分」で申請する方のみ	次の(1)又は(2)の書類を提出が必要です。 (1)新型コロナウイルス感染症の影響により収入等が減少した事由が確認できる書類【下表参照】 原則、国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった方等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書を提出してください。公的支援ではなくても新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援に関するもので支援を受けているものがあれば、提出してください。ただし、提出ができない方は、申告書(様式10-3)を提出してください。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響により収入等が減少したことのわかる書類 ○申告書(様式10-3)と事由発生後の直近1か月の給与明細等の書類 ※記載内容について追加で書類を求めることがあります。	国・地方公共団体及びこれに準ずるものとして考えられる独立行政法人・特殊法人等、保険会社等、勤務先等 または 本要項に掲載する様式10-3を使用してください。
32	新型コロナウイルス感染症による影響で家計急変し、経済的理由により授業料の納入が困難な世帯 ※私費外国人留学生の「申請区分」で申請する方のみ	新型コロナウイルス感染症の影響により収入等が減少した事由と減少する前に申請者本人(私費外国人留学生)が日本で生活するために得た収入額(様式4に記載した収入額)と減収後の1か月の収入額がわかる書類 ○申告書(様式10-3) ※アルバイトをしている場合は、給与明細書を添付してください。	本要項に掲載する様式10-3を使用してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により減収した事由が確認できる書類

区分	制度名	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	(独)中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)	都道府県労働局	
7	緊急小口資金 総合支援資金(生活費)	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	
※上表の制度についてお答えできません。それぞれの実施機関にお問い合わせください。 ※上表は例示であり、その他の支援においても次の条件に該当するものであれば、対象になります。 ※提出ができない方は、申告書(様式10-3)を提出してください。 (1)国、地方公共団体又はその他の公的機関(独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの)が実施しているもの。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。 (3)当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。			

10. 新型コロナウイルス感染症による影響で以下に該当する場合に必要な書類【追加提出書類】

No.	区分	必要書類等	書類発行場所
33	新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、学資負担者が死亡した	「死亡診断書(写)」又は「埋葬許可証(写)」 ★対象となるのは新型コロナウイルス感染症の影響を直接の原因とした死亡です。	病院、市区町村役場等
34	新型コロナウイルス感染症による病気療養	「医師の診断書」又は「病気療養中であることの証明書」 ★対象となるのは新型コロナウイルス感染症の影響による病気療養です。	病院等
35	新型コロナウイルス感染症による失職・廃業	「雇用保険被保険者離職票(写し)」又は「雇用保険受給資格者証(写し)」 「廃業届(写)」など、廃業年月日が分かる書類 ★対象となるのは新型コロナウイルス感染症の影響による失職(非自発的失業に限る)・廃業です。	ハローワークなど

大阪大学授業料免除等制度

授業料免除の収入・所得限度額について

授業料免除を受けるためには「経済的理由によって授業料の納入が困難である」＝「家計基準を満たしている」ことが条件の一つとなっています。しかし、例年申請者の中には、申請者世帯の収入・所得が家計基準を超過し、不適格である方が多く見受けられます。そのため、申請にあたっては、まず下記の収入・所得限度額目安表を参照してください。（自身の学種、世帯構成、給付型奨学金の有無、世帯の所得の種類及び通学形態に該当する項目を確認してください。）

ただし、あくまでも目安額であり家庭に特別の事情がある場合（就学者や長期療養者、障がい者のいる世帯である場合等）については、収入・所得限度額が緩和されることがありますので限度額を大きく超過していない場合は申請が可能です。

収入・所得限度額目安表

学種	世帯構成 ^{注1}	給付型奨学金 ^{注2} の有無	収入限度額 ^{注3}		所得限度額 ^{注4}	
			自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
学部	2人世帯	給付型奨学金・無	328 万円	391 万円	168 万円	212 万円
		給付型奨学金・有	251 万円	304 万円	114 万円	150 万円
	3人世帯	給付型奨学金・無	360 万円	422 万円	190 万円	234 万円
		給付型奨学金・有	282 万円	335 万円	136 万円	172 万円
	4人世帯	給付型奨学金・無	418 万円	481 万円	231 万円	275 万円
		給付型奨学金・有	341 万円	394 万円	177 万円	213 万円
	5人世帯	給付型奨学金・無	461 万円	524 万円	261 万円	305 万円
		給付型奨学金・有	384 万円	436 万円	207 万円	243 万円
	修士前期・ 博士前期	給付型奨学金・無	265 万円	－	124 万円	－
		給付型奨学金・有	126 万円	－	18 万円	－
	2人世帯	給付型奨学金・無	345 万円	408 万円	180 万円	224 万円
		給付型奨学金・有	194 万円	257 万円	74 万円	118 万円
	3人世帯	給付型奨学金・無	381 万円	444 万円	205 万円	249 万円
		給付型奨学金・有	230 万円	293 万円	99 万円	143 万円
	4人世帯	給付型奨学金・無	442 万円	505 万円	248 万円	292 万円
		給付型奨学金・有	292 万円	354 万円	142 万円	186 万円
	5人世帯	給付型奨学金・無	488 万円	551 万円	280 万円	324 万円
		給付型奨学金・有	337 万円	400 万円	174 万円	218 万円
修士後期・ 博士	1人世帯	給付型奨学金・無	317 万円	－	160 万円	－
		給付型奨学金・有	120 万円	－	13 万円	－
	2人世帯	給付型奨学金・無	431 万円	494 万円	240 万円	284 万円
		給付型奨学金・有	222 万円	285 万円	93 万円	137 万円
	3人世帯	給付型奨学金・無	478 万円	541 万円	273 万円	317 万円
		給付型奨学金・有	269 万円	332 万円	126 万円	170 万円
	4人世帯	給付型奨学金・無	548 万円	611 万円	322 万円	366 万円
		給付型奨学金・有	339 万円	402 万円	175 万円	219 万円
	5人世帯	給付型奨学金・無	602 万円	662 万円	360 万円	404 万円
		給付型奨学金・有	393 万円	456 万円	213 万円	257 万円

注1 限度額を算出するためにモデルとした世帯構成の例

1人世帯・・・本人

2人世帯・・・父（主たる学資負担者）・本人

3人世帯・・・父（主たる学資負担者）・母（専業主婦）・本人

4人世帯・・・父（主たる学資負担者）・母（専業主婦）・本人・公立高校生（自宅通学）

5人世帯・・・父（主たる学資負担者）・母（専業主婦）・本人・公立高校生（自宅通学）・中学生

注2 「給付型奨学金・有」の場合にモデルとした受給額

学部・・・自宅通学 540,000円（月額45,000円） 自宅外通学 612,000円（月額51,000円）

修士・博士前期課程・・・自宅通学・自宅外通学 1,056,000円（月額88,000円）

博士・博士後期課程・・・自宅通学・自宅外通学 1,464,000円（月額122,000円）

注3 俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む）を受けている場合は、収入限度額欄で確認してください。（源泉徴収票の支払い金額欄、所得証明書等の給与収入額欄等、所得控除前の金額で確認すること。）

注4 営業所得、農業所得、不動産所得、配当金等がある場合は、所得限度額欄で確認してください。（確定申告書等という、売り上げ金額から必要経費を差し引いた営業利益等の金額で確認すること。）

項目	付番	質 問	回 答
申請にあたって	1	申請上の注意点について知りたい。	申請要項2ページ「1. 申請条件の確認」にも記載のとおり、申請対象者は、大学院学生及び学部学生です。ただし、既に「大阪大学授業料等免除制度」に申請している方は対象になりません。 また、学部学生で「高等教育修学支援制度（※）」の支援対象者の要件を満たす方は、申請対象になりません。 ※日本学生支援機構給付奨学金と授業料免除の両方の支援を受けることができる制度です。現在同制度では、新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった方を支援対象とする日本学生支援機構給付奨学金【家計急変】（支援対象となった場合、授業料免除の支援を受けることができます）の申請を受け付けています。 学部学生で大阪大学授業料免除への申請をお考えの方は、事前に日本学生支援機構給付奨学金【家計急変】の支給対象者の要件を、大阪大学HP又は日本学生支援機構HPで確認してください。 大阪大学HP 新しい給付型奨学金について（令和2年度～）>③家計急変採用 https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/kyufu/new_r2#kyuhen 日本学生支援機構HP 給付奨学金案内 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html
	2	家計基準の内容について知りたい。（家計基準を満たしているのかわからない。）	家計基準は公表していません。なお、申請要項の『授業料免除・入学科免除の収入・所得限度額について』に、「家計基準の目安額」を参考に記載していますので確認してください。この限度額には、前期の申請時点（4月1日現在）又は後期の申請時点（10月1日現在）の状況で得られる収入・所得を当てはめてください。
	3	申請要項の『授業料免除・入学科免除の収入・所得限度額について』に記載されている限度額を満たしていない場合は、免除の申請はできないのか。	申請は可能です。『授業料免除・入学科免除の収入・所得限度額について』のところに記載のとおり、この限度額は、あくまで「家計基準の目安額」ですので、真に納入が困難な状況において申請することは特段妨げません。ただし、家庭（世帯）に特別な事情（就学者や障がい者の有無など）がなく、限度額を大きく超えるような状況の場合は、申請しても結果が免除となる可能性は低くなります。
	4	学力基準の内容について知りたい。（学力基準を満たしているのかわからない。）	学力基準は、公表していません。
	5	Web KOAN一般アンケート登録は受付期間中に完了したが、申請書類を受付期間中に提出することができない（提出することができなかった。）。	Web KOAN一般アンケートは必ず登録期限までに回答する必要があります。また、申請書類についても、提出期限までに書類の提出がなければ、いかなる理由があっても申請を受け付けることはできません。期限までに提出できなかった場合、その申請は無効となります。
	6	受付期限までに証明書類が揃わないため、申請書類を提出することができない。どうしたらよいのか。	Web KOAN一般アンケートは必ず登録期限までに回答する必要があります。また、申請書類についても、提出期限までに書類の提出がなければ、いかなる理由があっても申請を受け付けることはできません。期限までに提出できなかった場合、その申請は無効となります。なお、揃えなかった証明書類がある場合は、『申立書・事情書（様式10-1）』に揃えることができない書類、最短の提出可能日（事情や書類にもよりますが原則として1週間程度）及び必要に応じて理由等を記入してください。また、申請書類提出後、未提出の証明書類が揃ったときは速やかに追加提出してください。ただし、このような状況にならないよう証明書類の準備は早期に進めることが重要です。
	7	申請書類を受付期限後に学生センターに投函した場合はどうなるのか。	いかなる理由があっても受領することはできません。また、申請書類は各センターの専用ポストではなく、簡易書留や特定記録など配達記録が残る形で郵送してください。
	8	留学中のため（学外で実習中等のため）、受付期間中に申請することができない。	Web KOAN一般アンケートはWeb登録ですのでインターネット環境があれば海外や自宅外からも登録が可能です。Web KOAN一般アンケートの登録は申請者本人が行い、申請書類の提出は日本にいるご家族等に代理対応を依頼するなどして、受付期限までに申請手続きを完了するようにしてください。なお、申請書類の提出は受付有効期限内であれば郵送（国際郵便を含む。）も可能です。郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る形で提出してください。
	9	申請する際の世帯構成員及び世帯人数（家族数）について、構成員が誰になるのか、何人になるのかわからない。	申請要項の『申請区分及び世帯の構成員の確認』をよく確認してください。なお、世帯人数（家族数）には、申請者本人も含まれます。
	10	現在結婚しており、申請者本人及び配偶者それぞれが収入を得ているが、配偶者とは別居・別生計で生活しており、子や所得税法上扶養している親族はいない。この場合、独立生計者として申請することは可能か。また、この場合、世帯構成員はどうなのか。世帯人数（家族数）は何人になるのか。	申請要項の『申請区分及び世帯の構成員の確認』の独立生計者の申請条件をすべて満たしていれば、独立生計者として申請可能です。また、独立生計者の世帯構成員には、別居であっても配偶者が申請者に含まれます。したがって、この場合、世帯人数（家族数）は、申請者本人及び配偶者の2名となり、所得（課税）証明書や住民票等の証明書類も申請者本人及び配偶者の双方の書類が必要となります。
書類の提出（全般）	11	「独立生計者」又は「私費外国人留学生」で求められている「独立生計者の家計状況申告書（様式3）」「私費外国人留学生の家計状況申告書（様式4）」の『週間労働時間』欄について、週の労働時間が決まっていない場合はどうすればよいのか。	決まっていない場合は、記入する必要はありません。
	12	日本学生支援機構「給付」奨学金（「貸与」奨学金ではありません。）や、リーディングプログラム「奨学金」（「奨励金」ではありません。）は、「奨学金状況調書」ページで、どのように入力すればよいのか。	日本学生支援機構「給付」奨学金（リーディングプログラム「奨学金」）は『給付型奨学金』欄に必要事項を入力してください。

項目	付番	質 問	回 答
書類の提出 (全般)	13	新入生で現在奨学金を申請中であり、前期の申請時点(4月1日現在)又は後期の申請時点(10月1日現在)で、まだ受給は確定していない。受給できるかどうか分からない。この場合、「奨学金状況調書」(様式2)はどのように記入すればよいか。	受給が確定していない奨学金は入力する必要はありません。ただし、次の新入生を対象とする予約採用奨学金は、入学前に採用が決定している(入学後に必要な手続きを行うことで給付される)奨学金のため、受給が確定している奨学金と見なします。次の奨学金の予約採用が決定している申請者は『給付型奨学金』欄に記入するようにしてください。 ○日本学生支援機構「給付」奨学金(“貸与”奨学金のことではありません。) ○外国人留學生学習奨励費(予約採用)(入学後に所属する学部・研究科で申請を行う“在学採用”のことではありません。)
	14	申請者区分を「独立生計者」又は「私費外国人留學生」として申請を行うが、現在申請中の奨学金は、「奨学金状況調書」(様式2)と、「独立生計者の家計状況申告書(様式3)」「私費外国人留學生の家計状況申告書(様式4)」の家計状況(年間の収支状況)にはどのように記載すればよいか。	免除等の申請は、申請要項に記載のとおり、申請日時点「前期は4月1日(後期は10月1日)」の状況により申請(登録)を行う必要があります。したがって、申請日時点において、申請中の受給が決定していない奨学金は収入とすることはできません(確約のない予定収入、根拠のない予定収入は収入として申告できません。)。家計状況の記入の際には、その申請中の奨学金は受給しないものとして、適宜、各記入項目や支出項目を調整の上、収入合計≧支出合計となるように記入する必要があります。
	15	申請者区分を「独立生計者」又は「私費外国人留學生」として申請を行うが、「独立生計者の家計状況申告書(私費外国人留學生の家計状況申告書)」(様式3)で、既に退職した勤務先の給与を「アルバイト等」のところの収入として記入してよいか。	「アルバイト等」の収入として入力できません。「独立生計者の家計状況申告書(様式3)」「私費外国人留學生の家計状況申告書(様式4)」は、後期授業料免除の申請の場合であれば、後期の申請日時点(10月1日現在)から翌年9月までの1年間の収入に基づき収支計画を記入します。したがって、既に退職した勤務先の収入は、申請日時点から1年間の間に得られる「アルバイト等」の収入には該当しません。なお、収支計画は収入合計≧支出合計となるように記入しなければなりません。
	16	新型コロナウイルス感染症の影響により家計支持者の収入等が減少したことのわかる書類はどのようなものを提出すればよいか。	申請区分「一般」、「独立生計者」、「私費外国人留學生」により求める書類が異なります。詳しくは、申請要項の「授業料免除申請に必要な書類について」の『9. 新型コロナウイルス感染症による影響で収入等が減少したことのわかる書類』を参照ください。
	17	申請書類の中身を事前に確認してほしい。	事前に申請書類の内容確認は行っておりません。学生センターで申請書類を受領した後、学生センターで申請書類の内容を確認しますが、書類の不足・不備・疑義等がある場合には、必ず学生センターから連絡(原則としてメール)を行います。連絡があった場合には速やかに対応してください。
	18	提出した申請書類に不備や不足書類があった場合、いつ頃連絡があるのか。	数千件の申請書類を1件ずつ確認しているため、6月中旬以降の連絡になってしまう可能性もあります。予めご了承ください。
	19	不足書類等について学生センターからメール連絡があったが、学生センターから指定された期限までに書類を準備して提出することができない。どうしたらよいか。	指定された期限内に書類提出がないときは書類不備となり、原則として審査対象外となりますので、必ず期限までに吹田学生センター宛てに郵送してください。(郵送先は申請要項に記載のとおりです。)。なお、やむを得ない事情があるときは、学生センターから連絡する不足書類の提出に限り、理由によっては期限を猶予しますので、指定された期限内に学生センターからのメールに返信する形で問い合わせてください。
	20	学生センターから連絡があった不足書類や、申請期限までに間に合わず後日提出とした追加書類の提出はどのようにすればよいか。	申請書類の提出と同様に、任意の封筒に不足書類/追加書類を入れ、封筒の表に学籍番号の下4桁受付番号と、朱書きで「授業料免除不足書類/追加書類在中」と記載し、吹田学生センターに郵送してください。
奨学金	21	特殊な事情を抱えているので、それを説明したい。 (例示)10年以上前から両親が別居しているが、その間、父とは一切音信不通で所在もわからないため、父の申請に必要な書類を入手することができない。 事情があり、申請要項で定められている書類を提出できない。 (例示)5年前から海外で働いており、このたび大学院に入学するため退職して1か月前に日本に帰国した。奨学金を受給し独立生計者で申請を予定しているが、海外に在住していたことから、申請者本人の所得(課税)証明書が市役所で発行されない。	様式10-1「申立書・事情書」にその事情を記入し、他の申請書類とともに受付期間中に提出してください。「申立書・事情書」には、その特殊な事情や書類を提出できない理由等がわかるよう可能な限り詳細(差し支えない範囲で)を記載してください。また、特殊な事情が確認できる書類(写)、根拠となる書類(写)があれば併せて提出してください。なお、様式10-1の作成は、ワープロで作成したものを様式10-1に添付するなど様式に準じた形の作成・提出でも差し支えありません。様式10-1「申立書・事情書」の提出があった場合でも、学生センターでその内容確認を行い、必要に応じてその事実を確認する根拠書類の追加提出を求めたり疑義の確認を行ったりすることがあります。追加書類提出等の指示があった場合は速やかに対応してください。提出がないときは書類不備となり、審査対象外となりますので注意してください。
	22	日本学生支援機構貸与奨学金を現在受給している。書類提出は何か必要か。	必要ありません。「日本学生支援機構貸与奨学金」、「日本学生支援機構給付奨学金」、「外国人学習奨励費」、「民間団体等奨学金のうち大学を通じて採用になった奨学金」及び「本学が給付する奨学金」は、本学で受給情報を把握している奨学金となりますので書類提出は不要です。
	23	大学を通じて採用になった奨学金ではなく、直接応募により採用された奨学金を受給しているが、採用通知書等の証明書類がない。	吹田学生センター(gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp)へメールで問い合わせてください。その際、タイトルは「授業料免除(家計急変)質問」とし、必ずメール本文に「氏名」「学籍番号」「奨学金名称及び給付機関(団体)名」を記載してください。
	24	大学を通じて採用になった奨学金ではなく、直接応募により採用された奨学金を受給しているが、所持している採用通知書等に受給金額の記載がない。	募集要項、奨学生のしおり、奨学規程等、支給金額が分かる書類を提出してください。

項目	付番	質 問	回 答
所得（課税）証明書	25	所得（課税）証明書は写しの提出でも可能か。	写しの提出は認められません。必ず、原本を提出してください。例年、写しを提出する申請者がいますが、原本の再提出を指示することになりますので注意してください。
	26	昨年度も授業料免除を申請したが、学生センターから所得（課税）証明書（原本）の再提出を求められた記憶がある。市区町村役所等に行く手間があるため、今年度は再提出を指示されないようにしたいが、どのような場合に再提出を指示されるのか。	申請要項に記載のとおり、所得（課税）証明書は、所得（収入）、扶養控除人数及び住民税課税・非課税の有無（課税額等）が全て記載されたものを提出してください。これらの記載がない場合は、必要事項が記載された証明書の再提出を指示することになります。なお、これらの必要事項欄が**表記により省略された証明書の場合は、証明として確認できないケースもあります。また、これらの必要事項を証明する証明書については、市区町村により、所得（課税）証明書ではなく「課税証明書」、「非課税証明書」等と書類名称が異なる場合もあります。証明される内容を必ず窓口等で確認のうえ、該当の証明書交付を申し込んでください。
	27	扶養人数が記載されている所得（課税）証明書が市区町村で発行されない。	「所得控除の内訳が入ったもの（扶養人数が記載されたもの）」と窓口で伝えてください。また、市区町村により、所得（課税）証明書ではなく「課税証明書」、「非課税証明書」等と書類名称が異なる場合もあります。証明される内容を必ず確認のうえ、該当の証明書交付を申し込んでください。
	28	父（母）は以前から無職のため収入が一切無い。収入（所得）が無い場合でも、所得（課税）証明書の提出は必要なのか。	所得が無いことを証明するものとなりますので、所得が無い場合でも提出が必要です。なお、所得欄が**表記で省略された証明書の場合（収入欄が〇円等で表記され所得欄が**表記あるいは斜線の場合は可）、所得が〇円であることの証明として確認できないケースもあります。また、市区町村により、所得（課税）証明書ではなく「課税証明書」、「非課税証明書」等と書類名称が異なる場合もあります。証明される内容を必ず窓口等で確認のうえ、該当の証明書交付を申し込んでください。
	29	発行日が古くてもよいか。	申請書類の提出日から3か月以内に発行されたものに限りです。
	30	A4サイズではないが、それでもよいか。	原本であれば、A4サイズである必要はありません。ただし、A4サイズ以外の場合、他の申請書類との混在防止のため、A4サイズのコピー用紙に糊で貼り付けて提出してください。
	31	兄弟姉妹や配偶者が大阪大学に在籍し、それぞれが免除申請を行う場合、1人が原本を提出していれば、他の兄弟姉妹や配偶者の申請は、所得（課税）証明書の写しを提出してもよいか。	写しの提出は認められません。免除の申請は学生個人単位での申請となります。大阪大学に在籍する兄弟姉妹や配偶者も免除の申請を行う場合は、それぞれ申請で必ず原本を提出してください。なお、所得（課税）証明書に限らず、原本での提出が必要な証明書類は同様の扱いとなります。
給与所得者 事業所得者	32	申請者区分「一般」で申請を行うが、申請者本人は家計支持者である父母等の所得税法上の扶養に入っている。申請者本人がアルバイトで収入を得ている場合、アルバイトに関して必要な証明書類は何を提出すればよいのか。	申請者区分「一般」の場合、申請者本人のアルバイトの従事（収入）に関する証明書類を提出する必要はありません。申請者区分「一般」の場合、家計支持者となる父母等の収入に関する証明書類の提出が必要です。
	33	現在の勤務先で働き始めてから、まだ1か月であり、様式6-2「給与明細関係書類貼付用紙」に添付する3か月分の給与明細書の写しが用意できない。	勤務先に様式6-1「支払い（見込み）証明書」の作成を依頼し、提出してください。
	34	勤務先に様式6-1「支払い（見込み）証明書」の作成を依頼したが、発行できないと言われた。どうしたらよいのか。	様式6-2「給与明細関係書類貼付用紙」に直近3か月分の給与明細書（写）を貼付し、提出してください。直近3か月分の給与明細書が発行されない場合は、個別に具体的な状況を確認する必要がありますので、吹田学生センター（gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp）へメールで問い合わせてください。その際、タイトルは「授業料免除（家計急変）質問」とし、必ずメール本文に「氏名」「学籍番号」を記載してください。
	35	母が大阪大学で事務補佐員として週30時間勤務で働いている。この場合、給与に関する提出書類は、様式6-3「大阪大学アルバイト申告書」の提出で代えられるのか。	様式6-3「大阪大学アルバイト申告書」の提出は認められません。様式6-3はアルバイトに限定した様式となります。この場合、就職日により異なりますが、「給与所得の源泉徴収票（写）」、もしくは様式6-1「支払い（見込み）証明書」又は様式6-2「給与明細関係書類貼付用紙（直近3か月分の給与明細書（写）貼付）」を提出する必要があります。
	36	複数の勤務先（事業所）で勤務している場合、必要な書類は何か。	「所得（課税）証明書」以外に、該当する場合は、全ての勤務先の「給与所得の源泉徴収票（写）」、もしくは様式6-1「支払い（見込み）証明書」又は様式6-2「給与明細関係書類貼付用紙」を提出してください。なお、申請の時期（前期時点の申請か後期時点の申請か）により、また、勤務先の就退職日等の条件により、必要となる書類が異なりますので、申請要項（後期の場合は後期の申請要項）を必ず確認してください。
	37	申請者区分「一般」で、前期授業料免除の申請を行う。家計支持者である父母は、父母ともに現在の勤務先で正社員として給与収入を得ている。また、父母ともに5年以上前から現在の勤務先に勤めている。この場合、収入や所得に関する書類は何を提出すればよいのか。	提出が必要となる書類は申請者個々で異なります。申請要項の『授業料免除等申請に必要な書類について』をよく確認し、個々の状況に照らして書類を準備することが重要であり前提です。この場合、収入（所得）に関する書類として最低限必要なものは次のとおりですが、申請要項を必ず確認し、申請者本人の責において書類を提出してください。 ○父母両方の「（直近の）所得（課税）証明書（原本）」 ○父母両方の現勤務先の「（直近の）給与所得の源泉徴収票（写）」 注）この回答は前期授業料免除申請に関するものです。後期授業料免除申請では提出する書類が前期とは異なるため申請要項を確認してください。
	38	申請者区分「一般」で、前期授業料免除の申請を行う。家計支持者である父母は、父母ともに現在の勤務先で正社員として給与収入を得ている。父は5年以上前から現在の勤務先に勤めているが、母は申請日時点の前年9月に約2年間勤めた勤務先を退職し、前年10月から現在の勤務先に転職して現在に至る。この場合、収入（所得）に関する書類は何を提出すればよいのか。	提出が必要となる書類は申請者個々で異なります。申請要項の『授業料免除等申請に必要な書類について』をよく確認し、個々の状況に照らして書類を準備することが重要であり前提です。この場合、収入（所得）に関する書類として最低限必要なものは次のとおりですが、申請要項を必ず確認し、申請者本人の責において書類を提出してください。 ○父母両方の「（直近の）所得（課税）証明書（原本）」 ○父の現勤務先の「（直近の）給与所得の源泉徴収票（写）」 ○母の現勤務先の様式6-1「支払い（見込み）証明書」又は様式6-2「給与明細関係書類貼付用紙（直近3か月分の給与明細書（写）貼付）」 ○母が前年9月まで勤めていた勤務先の退職がわかる書類（写） 注）この回答は前期授業料免除申請に関するものです。後期授業料免除申請では提出する書類が前期とは異なるため申請要項を確認してください。

項目	付番	質 問	回 答
給与所得者 事業所得者	39	申請者区分「一般」で、前期授業料免除の申請を行う。父は10年以上前に亡くなっており家計支持者は母のみである。母の収入は遺族年金とパートの給与収入のみである。母は現在の勤務先に約3年前から勤めている。この場合、収入（所得）に関する書類は何を提出すればよいのか。	提出が必要となる書類は申請者個々で異なります。申請要項の『授業料免除等申請に必要な書類について』をよく確認し、個々の状況に照らして書類を準備することが重要であり前提です。この場合、収入（所得）に関する書類として最低限必要なものは次のとおりですが、申請要項を必ず確認し、申請者本人の責において書類を提出してください。 ○母の「（直近の）所得（課税）証明書（原本）」 ○母の現勤務先の「（直近の）給与所得の源泉徴収票（写）」 ○母の様式7「年金関係書類貼付用紙」「遺族年金の最新の年金振込通知書（写）」又は年金額改定（決定）通知書（写）を貼付 注）この回答は前期授業料免除申請に関するものです。後期授業料免除申請では提出する書類が前期とは異なるため申請要項を確認してください。
	40	申請者区分「一般」で、前期授業料免除の申請を行う。家計支持者である父母について、父は現在、A社とB社とC社の3つの勤務先で給与収入を得ている。父はA社とB社には5年以上前から勤務しているが、C社は今年の3月から新たに勤め始めた。なお、母は5年以上前から無職である。この場合、収入（所得）に関する書類は何を提出すればよいのか。	提出が必要となる書類は申請者個々で異なります。申請要項の『授業料免除等申請に必要な書類について』をよく確認し、個々の状況に照らして書類を準備することが重要であり前提です。この場合、収入（所得）に関する書類として最低限必要なものは次のとおりですが、申請要項を必ず確認し、申請者本人の責において書類を提出してください。 ○父母両方の「（直近の）所得（課税）証明書（原本）」 ○父のA社及びB社の「（直近の）給与所得の源泉徴収票（写）」 ○父のC社の様式6－1「支払い（見込み）証明書」 注）この回答は前期授業料免除申請に関するものです。後期授業料免除申請では提出する書類が前期とは異なるため申請要項を確認してください。
	41	申請者区分「一般」で、前期授業料免除の申請を行うが、なぜ、家計支持者の所得（課税）証明書の他に、源泉徴収票（確定申告書）の両方の書類提出が必要となるのか。	源泉徴収票（確定申告書）は申請時点の前年の収入（所得）等が記載されているものです。所得（課税）証明書は申請時点の前々年の収入（所得）等が公的に証明されているものです。家計基準を満たすかどうかを確認するために、両方の書類提出が必要となります。
退職者	42	申請後に家計支持者である母が転職したため、収入の状況に変化が生じた。結果発表はまだ行われていないが、申請後に申請内容を変更することは可能か。	前期は4月1日現在の状況、後期は10月1日現在の状況により申請し、審査することになっています。申請後に状況変化があっても申請内容は一切変更することはできません。なお、授業料免除の前後期一括申請を行った者は、この場合、前後期一括申請の変更申請を行う必要があります。
	43	正社員として勤務していた勤務先を申請要項に記載されている期間に退職したため、退職日が分かる書類として「退職証明書」の発行を雇用主に依頼したが発行してもらえない。	「雇用保険受給資格者証〔両面〕（写）※離職日の記載」や「給与所得の源泉徴収票（写）※退職日が記載されているもの」等、「退職証明書」以外の退職日が確認できる書類を提出してください。
年金	44	年金に関する書類の提出は、公的年金の分だけ提出すればよいのか。	公的年金の分だけではなく、受給している全ての種類の年金（個人年金を含む。）について、最新の「年金振込通知書（写）」又は「年金額改定（決定）通知書（写）」を用意し、様式7「年金関係書類貼付用紙」に貼付のうえ必要事項を記入して提出してください。なお、年金の「源泉徴収票」は提出書類として認めていません。必ず最新の「年金振込通知書（写）」又は「年金額改定（決定）通知書（写）」を提出してください。
	45	公的年金を受給している場合、「年金振込通知書（写）」又は「年金額改定（決定）通知書（写）」に記載されているどの金額を、様式7「年金関係書類貼付用紙」に記入すればよいのか。	公的年金の場合、「年金振込通知書（写）」は2か月に一度の振込のため、年金支払額（控除後の振込額ではありません）の6倍の金額を、また「年金額改定（決定）通知書（写）」は合計年金額（年額）を記入してください。なお、公的年金以外の年金も年額となる金額の記入となります。
児童手当	46	児童手当を受給しているが、証明書は必要か。	必要ありません。本要項に掲載の様式1－1に受給の有無や受給額等を記入してください。なお、支給対象は当該児童ですが、受給者は父母等（児童手当申請時の受給者）となるので記入の際は注意してください。
日本学術振興会特別研究員	47	日本学術振興会特別研究員に新規で採用されたが、申請書類の提出期限までに「採用決定通知書（写）」を提出することができない。	「特別研究員審査結果通知書（写）」の提出で構いません。「特別研究員審査結果通知書（写）」もない場合は、日本学術振興会電子申請システムの審査結果詳細画面を印刷して提出してください。
	48	日本学術振興会特別研究員に採用されている場合、様式6－1（支払（見込み）証明書）又は様式6－2（給与明細関係書類貼付用紙）も提出が必要なのか。	日本学術振興会特別研究員の研究奨励金については、様式6－1（支払（見込み）証明書）又は様式6－2（給与明細関係書類貼付用紙）の提出は不要です。申請要項に定める証明書類のみを提出してください。
	49	日本学術振興会に「研究遂行経費に関する調書（写）」を提出したが、写しが手元にない。	提出がない場合、調書の内容の如何に関わらず、研究遂行経費の取扱いを希望していないこととして審査します（書類不備とはなりません。）。
就学者	50	予備校生（浪人生）の兄弟姉妹がいるが就学者となるのか。また、提出が必要となる書類は何か。	予備校に通う者（浪人生）は就学者に該当しませんので、学生証（写）等の証明書類の提出は不要です。なお、就学者に該当する学校種は申請要項に記載のとおりです。
	51	小学生又は中学生の兄弟姉妹がいる場合、就学者となるのか。また、提出が必要となる書類は何か。	小学校又は中学校に通う者は就学者に該当します。ただし、生徒証（写）等の証明書類の提出は不要です。生徒証（写）や学生証（写）等の証明書類の提出が必要となるのは高校生以上となります。
	52	大学又は高校に在学中の兄弟姉妹がアルバイトをしているが、収入に関する証明書類は必要か。	就学者の収入に関する証明書類の提出は不要です。ただし、申請者区分が「一般」で家計支持者である父母が就学者の場合や、あるいは父母に代わり兄弟姉妹が家計支持者かつ就学者の場合、また、申請者区分が「独立生計者」で配偶者が就学者の場合などは、就学者であることの証明書類と併せて所得（課税）証明書等の収入に関する証明書類の提出が必要となります。
独立生計者	53	申請日時時点で、父母等が住む実家の住所から現住所に住民票を異動できていない。この場合、申請者区分を「独立生計者」として申請することは可能か。	申請要項の『申請区分及び世帯の構成員の確認』に独立生計者の申請条件を記載していますが、父母等と別居していることが条件の一つです。この場合、申請者本人（配偶者を含む。）と父母等の世帯全員分の住民票（原本）と併せて、申請者本人の氏名が居住者として記載（現住所地の記載を含む。）されている居住先の「賃貸借契約書（写）」を提出することで申請可能とします（公共料金の領収書を代替書類として提出することは認めません。）。ただし、現住所を変更した場合、住民票の異動は法律上の義務となっています。独立生計者として申請する以上は住民票の異動は原則行うべきものであって「賃貸借契約書（写）」の提出は特例的に認めているものです。このことを理解し、特段の事情が無い限り、また免除申請に関わらず、住民票は異動するようにしてください。
	54	住民票は写しの提出でも可能か。	写しの提出は認められません。世帯全員分であることが証明されている住民票を、必ず原本で提出してください。なお、住民票はマイナンバーの記載のないものを交付してもらい、提出してください。

項目	付番	質 問	回 答
独立生計者	55	両親の所得（課税）証明書では、申請者本人が所得税法上で父母の扶養からはずれていることを確認（証明）できない。	所得税法上、父母等の扶養親族ではないこと、扶養親族から外れたことが確認できる書類の提出が別途必要となります。以下に例示します。なお、健康保険上の扶養から外れたことを証明する書類は、扶養親族となれる所得限度額が所得税法上とは異なるため、提出書類として認められません。 【例】父母等が主たる勤務先に提出する「平成（令和）〇年分給与所得者の扶養控除（異動）申告書（写）」、あるいは扶養親族氏名が明記されている父母等の「平成（令和）〇年分給与所得の源泉徴収票（写）」又は「平成（令和）〇年分所得税の確定申告書第一表・第二表（写）」 この例示のほかに確認できる書類等としては、様式3「独立生計者の家計状況申告書」の裏面にある「独立生計の認定に関する説明」に記載のとおりとなります。
	56	日本学術振興会特別研究員に採用されている。研究奨励金の収入により、独立生計者として申請することを考えているが、所得税法上、父母等の扶養親族ではないことを証明する書類としては何を提出すればよいか。	日本学術振興会特別研究員の場合、研究奨励金として得る給与収入が、所得税法上、父母等の扶養親族となれる所得限度額を超えるものとみなすため、「採用決定通知書（写）」の提出をもって、父母等の扶養親族からはずれていることを確認できます。
	57	昨年度は、日本学術振興会特別研究員の研究奨励金を受給していたことから独立生計者として授業料免除を申請したが、今年度から奨励金の受給が無くなった。今年度も独立生計者として授業料免除を申請したいと思うがどうしたらよいか。	独立生計者は、父母等も含め他者からの支援を一切受けず、申請者本人（配偶者を含む。）の恒常的に得られる一定の収入のもと年間の生計を成立させていることを前提とした免除制度上の申請者区分です。手段ではありません。申請要項で定める独立生計者の申請条件をすべて満たさない場合には申請者区分「一般」で申請するようにしてください。
	58	日本学生支援機構貸与奨学金の収入のみで、独立生計者として申請することを考えているが問題はないか。	独立生計における条件のうち、「2. 本人（又は配偶者）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される」において、奨学金は所得の扱いとはならず、また、貸与型奨学金は返還を必要とする援助金（借入金）に相当するため、貸与型奨学金以外に恒常的に得られる一定の収入（給付型奨学金は可とします。）が無いと判断される場合には、原則として、独立生計者として認定しません。したがって、日本学生支援機構貸与奨学金のみを収入として独立生計者で申請することは、原則できません。なお、父母等から離れ一人暮らしの生活をしていることで独立生計者として申請できると誤解する申請希望者が例年見られますが、免除制度上における独立生計者は、父母等も含め他者からの支援を一切受けず、申請者本人（配偶者を含む。）の恒常的に得られる一定の収入のもと年間の生計を成立させている状況を前提とした申請者区分です。その点で疑義がある場合には独立生計者として認定せず、申請者区分「一般」に変更のうえ、家計支持者の証明書類の再提出を指示することがありますので、予めご了承ください。
最短修業年限超過者	59	推薦書に「※病気が理由での超過の場合、診断書を添付してください。」とあるが、当時、その病気を理由として休学を行った際に大学に診断書を1度提出した。再提出の必要があるのか。	休学の理由となった疾病の診断書を休学手続の際に提出した場合に限って、診断書の提出については省略を可とします。
	60	指導教員が出張中のため、様式8「推薦書」の「修学状況」や「今年度成業の見込み」欄を記入してもらうことができない。	様式8「推薦書」の記入は提出期限に間に合うよう指導教員に早期に依頼してください。なお、指導教員の事情によりやむを得ず申請書類の提出期限までに間に合わない場合は、追加提出書類として提出書類チェックシートの所定欄にその旨を記入し、様式8「推薦書」以外の申請書類は期限までに提出してください。様式8「推薦書」は指導教員が出張から戻った後、速やかに記入してもらい、追加書類として提出してください。
申請取下げ	61	申請を取り下げたい。	まずは、吹田学生センターにご連絡ください。「授業料免除等取下げ申請書」をお渡ししますので、受領後は必要事項を記入の上、学生センターに提出してください。なお、一旦、申請を取り下げた場合、取り下げを撤回することはできません。
	62	前期授業料免除を申請したが、急きょ6月1日から休学することになった。所属の学部・研究科で休学の手続をしようとした際、免除申請の取下げと相当額の授業料納入について指示があった。どうしたらよいか。	まずは、吹田学生センターにご連絡ください。「授業料免除等取下げ申請書」をお渡ししますので、受領後は必要事項を記入の上、学生センターに提出してください。なお、一旦、申請を取り下げた場合、取り下げを撤回することはできません。
	63	免除を申請したが、予定していなかった多額の臨時収入を得ることができたため、授業料を納入したい。判定結果が出る前であるが納入しても構わないか。	授業料を納入する場合は、申請の取り下げ手続が必要です。このようなケースのときは、至急、吹田学生センターに連絡してください。
免除申請者の授業料等の納入	64	授業料の口座振替手続をしているが、預金口座に通常の授業料額を超える金額を入金していた場合、判定の結果が出る前であっても引き落としが行われてしまうのか。	授業料免除等を申請した場合、その可否が決定されるまでの間、授業料の納入が猶予されているため、口座振替（引き落とし）は行われません。
	65	授業料免除申請の判定の結果が「半額免除」であった。授業料の納入を想定しておらず、指定された期日までに支払いができるかどうかかわからない。	授業料免除を申請した場合、その可否が決定されるまでの間は、授業料の納入が猶予されますが、判定の結果が発表された後、納入が必要な場合には、指定する期限までに速やかに納入しなければなりません。授業料免除制度は、全ての申請者の申請内容に基づき、家計基準及び学力基準により選考の上、予算の範囲で免除等を決定します。したがって、前年度申請の結果が全額免除であっても、今年度申請の結果が半額免除等の異なる結果になる場合もあります。これは前期申請の結果と後期申請の結果も同様です。結果として、納入の可能性のあることに留意のうえ、そのことを踏まえた諸準備を予め行うようにしてください。
	66	授業料免除申請の判定の結果が「半額免除」となった場合、半額分の授業料の納入が必要になると思うが、その場合の授業料の支払方法について知りたい。	大学HP又はKOAN掲示板で判定の結果をお知らせしますが、その際、授業料の納入方法等に関する案内も掲載しますので、各自で確認のうえ、案内の指示のとおり納入してください。なお、授業料の口座振替手続を行っている場合は、本学が指定する期日までに、当該預金口座から引き落とされるよう授業料相当額の入金を行ってください。授業料の口座振替手続を行っていない場合は、本学から本人宛に振込依頼書を郵送しますので、振込依頼書に記載する期日までに、本学が指定する口座に振り込んでください。
	67	授業料の支払方法を口座振替にしているかどうかを確認したい。その他、授業料の納入に関して不明な点があるので問い合わせたい。	授業料の納入方法の確認及びその他授業料等の納入に関する問い合わせは、所属する学部・研究科の授業料担当係（教務担当係）が窓口となりますので、お問い合わせください。

様式集

『2020年度入学料・授業料免除等申請書』(様式1-1,1-2)

※記入上の注意付き

『奨学金状況調書』(様式2)

『独立生計者の家計状況申告書』(様式3)

『私費外国人留学生の家計状況申告書』(様式4)

『在学状況書類貼付用紙』(様式5)

『支払い(見込み)証明書』(様式6-1)

『給与明細関係書類貼付用紙』(様式6-2)

『大阪大学アルバイト申告書』(様式6-3)

『年金関係書類貼付用紙』(様式7)

『推薦書』(様式8)

『療養費証明書』(様式9) [両面印刷でご使用ください]

『申立書・事情書』(様式10-1)

『アルバイト等に関する退職申立書』(様式10-2)

『申告書』(様式10-3)

各様式を提出する際は一枚の用紙に一样式を印刷し、提出してください。
一枚の用紙に複数の種類の様式を印刷して提出した場合は無効です。
(個別の様式を両面に印刷して提出した場合も不可)

2020年度入学料・授業料免除等申請書

様式1-1

2020年 月 日(申請日) 大阪大学総長 殿

受付番号	
------	--

必ず申請者本人が太枠内を記入してください。※印は該当箇所を○で囲んでください。

※学部・研究科	課程	※学部・MC・DC	学年	年	年齢	才	学籍番号 (新入生は空欄となっています)								
フリガナ 氏名					本人 E-mail										
本人住所: ※都・道 府・県					家計支持者 の住所: ※都・道 府・県										
電話番号: 携帯・PHS:					氏名: (続柄) 電話:										
E-mail: 研究室内線:															

申請の種類／Kind of Application 以下のとおり申請をします。(該当項目に☑してください。) I apply as follows. (Please tick the applicable box.)

◆入学料免除等申請／Enrollment Fee Exemption, etc. ☐

入学月 Enrollment	☐4月／April ☐10月／October	区分 Category	☐併願(免除・収納猶予とも)／Both exemption and deferred payment ☐免除のみ／Exemption ☐収納猶予のみ／Deferred payment
-------------------	------------------------	----------------	--

◆授業料免除等申請／Tuition Fee Exemption, etc. ☐

学期 Semester	☐前期・後期一括／Both the first and second semesters ☐前期のみ／First semester ☐後期のみ／Second semester ☐申請しない(入学料のみ申請)／I do not apply. (Only for enrollment fee)	以下の場合、前期・後期一括申請はできません。 ・年度途中で卒業・修了予定(在籍課程変更も含む)／休・退学予定/初めて最短修業年限を超える予定 ・前期分について、「学資負担者死亡」、「災害」等の特別な事情を理由に申請する場合
区分 Category	☐免除／Exemption ☐収納猶予／Deferred payment ☐分納／Payment by installments ☐申請しない(入学料のみ申請)／I do not apply. (Only for enrollment fee)	※ 授業料は、併願ができません。いずれか一つを選択してください。 ※ For the tuition fee, you can only apply for one of the options.

◆授業料免除等を前後期一括申請した場合で、後期分を変更申請 ☐

変更項目	前期・後期一括申請をした場合で、後期に所定の変更事由が発生した場合のみ 選択できます。
------	--

下記「A.申請理由」「B.申請者世帯情報」については必ず、「C.備考欄」については該当する場合に記入してください。(未記入での提出は認めません。)

A. 申請理由及び生活費の出所(必ず学生本人が記入してください。) 免除を申請するに至った家庭事情を150字から250字以内で、具体的に記入してください。 特に、家族の就職・退職・失業等がある場合は、その発生年月及び現在の生活費の出所を明記してください。 生活費の出所()	B. 申請者世帯情報: 下記項目①～⑥について、2020年4月1日現在において、世帯のどなたかが受給中かどうか、該当する方に○を付けてください。	
	①雇用保険の失業給付金:※ 無 ・ 有 受給者(父・母・祖父・祖母・本人・その他())	
	②年金(遺族年金以外):※ 無 ・ 有 受給者(父・母・祖父・祖母・本人・その他())	
	③遺族年金:※ 無 ・ 有 受給者(父・母・祖父・祖母・本人・その他())	
	④児童手当:※ 無 ・ 有 受給者(父・母・祖父・祖母・本人・その他())月額合計()円	
	⑤児童扶養手当:※ 無 ・ 有 受給者(父・母・祖父・祖母・本人・その他())月額合計()円	
	⑥養育費:※ 無 ・ 有 受給者(父・母・本人・その他()) 月額合計()円	
C. 備考欄: 下記項目1～3のうち、該当する番号に○を付けてください。		必要書類
1. 独立生計者として申請する		様式3
2. 留学生である		様式4
3. 最短修業年限を超過している		様式8

(注意) 様式1-1、1-2は2枚で1組です。提出忘れのないよう注意してください。
既に入学料を納入した場合及び申請期の授業料を納入した場合は、免除等の対象となりません。

学 校 記入欄	初回 受付		再受付		点検1		点検2		
------------	----------	--	-----	--	-----	--	-----	--	--

★申請時に取得した情報は選考業務・各種経済的支援業務に使用します。この目的の適正な範囲内においてあなたの情報を必要に応じて業務委託先に提供しますが、その他の目的には使用しません。

2020年度入学料・授業料免除等申請書

様式1-1

2020年 月 日(申請日)

大阪大学総長 殿

受付番号

必ず申請者本人が太枠内を記入してください。※印は該当箇所を○で囲んでください。

※学部・研究科	課程	※学部・MC・DC	学年	年	年齢	才	学籍番号 (新入生は空欄となっています)								
フリガナ 氏名					本人 E-mail		家計支持者(父及び母、又は父及び母に代わって家計を支えている者)の住所								
本人住所: ※都・道 府・県					家計支持者 の住所:										
電話番号: 携帯・PHS:					氏名:		(続柄) 電話:								
E-mail: 研究室内線:															

申請の種類/Kind of Application 以下のとおり申請をします。(該当項目に☑してください。) I apply as follows. (Please tick the applicable box.)

◆入学料免除等申請/Enrollment Fee Exemption		入学月 Enrollment		☐ 4月/April	☐ 10月/October	Both exemption and deferred payment 収納猶予のみ/Deferred payment	
◆授業料免除等申請/Tuition Fee Exemption		学期 Semester		☐ 前期・後期一括/Both the first and second semester ☐ 前期のみ/First semester ☐ 申請しない(入学料のみ申請)/I do not apply. (Only for enrollment fee)		休・退学予定/初めて最短修業年限を超える予定 別な事情を理由に申請する場合	
区分 Category		☐ 免除/Exemption ☐ 収納猶予/Deferred payment ☐ 分納/Payment by installments ☐ 申請しない(入学料のみ申請)/I do not apply. (Only for enrollment fee)		※ 授業料は、併願ができません。いずれか一つを選択してください。 ※ For the tuition fee, you can only apply for one of the options.			
◆授業料免除等を前後期一括申請した場合で、後期分を変更申請 ☐							
変更項目		前期・後期一括申請をした場合で、後期に所定の変更事由が発生した場合のみ 選択できます。					

下記「A.申請理由」「B.申請者世帯情報」については必ず、「C.備考欄」については該当する場合に記入してください。(未記入での提出は認めません。)

A. 申請理由及び生活費の出所(必ず学生本人が記入してください。) 免除を申請するに至った家庭事情を150字から250字以内で、具体的に記入してください。 特に、家族の就職・退職・失業等がある場合は、その発生年月及び現在の生活費の出所を明記してください。		B. 申請者世帯情報: 下記項目①～⑥について、2020年4月1日現在において、世帯のどなたかが受給中かどうか、該当する方に○を付けてください。	
生活費の出所() 次のいずれかに該当する場合は、必ず○をつけてください。		①雇用保険の失業給付金:※ 無 ・ 有 受給者(父・母・祖父・祖母・本人・その他())	
		②年金(遺族年金以外):※ 無 ・ 有 受給者(父・母・祖父・祖母・本人・その他())	
		③遺族年金:※ 無 ・ 有 受給者(父・母・祖父・祖母・本人・その他())	
		④児童手当:※ 無 ・ 有 受給者(父・母・祖父・祖母・本人・その他())月額合計()円	
		⑤児童扶養手当:※ 無 ・ 有 受給者(父・母・祖父・祖母・本人・その他())月額合計()円	
		⑥養育費:※ 無 ・ 有 受給者(父・母・本人・その他())月額合計()円	
C. 備考欄: 下記項目1～3のうち、該当する番号に○を付けてください。		必要書類	
1. 独立生計者として申請する		様式3	
2. 留学生である		様式4	
3. 最短修業年限を超過している		様式8	

(注意) 様式1-1、1-2は2枚で1組です。提出忘れのないよう注意してください。
 既に入学料を納入した場合及び申請期の授業料を納入した場合は、免除等の対象となりません。

学 校 記入欄	初回 受付		再受付		点検1		点検2	
------------	----------	--	-----	--	-----	--	-----	--

★申請時に取得した情報は選考業務・各種経済的支援業務に使用します。この目的の適正な範囲内においてあなたの情報を必要に応じて業務委託先に提供しますが、その他の目的には使用しません。

家計状況調査書

(注) 必ず申請者本人が、太枠内を記入してください。※印は該当箇所を○で囲んでください。

様式1-2

	受付番号 1		氏 名		学 籍 番 号 2											通 学 区 分 ※17	1: 自宅 (独立生計者・留学生は例外を除き「1: 自宅」に○) 2: 自宅外				
① 家族及び所得			記入が必要な家族を申請要項で確認してください。また、父母、配偶者が世帯に含まれる場合、その方が就学者の場合は下の③欄にも記入する必要があります。						A : 給 与 収 入				大学記入欄		B : 給 与 収 入 以 外 の 所 得				大学記入欄		
									給 与 (アルバイト 専従者給与含む)	年 金 (公 的 年 金 企 業 年 金)	そ の 他 (児 童 手 当 公 的 扶 助 等)	給 与 収 入 合 計	給 与 収 入 合 計		事 業 農 林 水 産 業 を 含 む		雑 所 得 (不 動 産 所 得 等)	留 学 生 仕 送 り 援 助 金 等	給 与 収 入 以 外 の 所 得 合 計	給 与 収 入 以 外 の 所 得 合 計	
続 柄	氏 名	年 齢	職 業	勤 務 先	就 職 年 月									3							4
本 人					年 月 から									万 千 円							万 千 円
本 人 の 配 偶 者					年 月 から									5							6
					年 月 から									万 千 円							万 千 円
就 学 者 を 除 け る 家 族	父				年 月 から									5							6
					年 月 から									万 千 円							万 千 円
	母				年 月 から									7							8
					年 月 から									万 千 円							万 千 円
					年 月 から									9							10
					年 月 から									万 千 円							万 千 円
					年 月 から									11							12
					年 月 から									万 千 円							万 千 円
					年 月 から									13							14
					年 月 から									万 千 円							万 千 円
					年 月 から									15							16
					年 月 から									万 千 円							万 千 円

② 奨学金										今年度の奨学金受給状況 (受給者に関するのみ記入してください)									
続柄		奨学金の有無		種別 ※18		受給期間・受給年額				給付区分		合計(年額)		大学記入欄					
本 人	日本学生支援機構	※ 無 ・ 有	1: 一種	受給期間: 年 月 ～ 年 月 受給年額: 万 千 円				貸与		日本学生支援機構奨学金合計		日本学生支援機構貸与額 19							
	その他の奨学金	※ 無 ・ 有	2: 二種	名称() 期間: 年 月 ～ 年 月 受給年額: 万 千 円				※ 給付 ・ 貸与		万 千 円		万 千 円							
			3: 併用	名称() 期間: 年 月 ～ 年 月 受給年額: 万 千 円				※ 給付 ・ 貸与		(日本学生支援機構を除く)貸与型奨学金合計		その他(貸与型)奨学金合計20							
			その他	(上記1, 2, 3に該当しない場合のみ選択してください)						万 千 円		万 千 円							
配 偶 者	日本学生支援機構	※ 無 ・ 有		受給期間: 年 月 ～ 年 月 受給年額: 万 千 円				貸与		給付型奨学金合計		その他(給与型)奨学金合計21							
	その他の奨学金	※ 無 ・ 有		名称() 期間: 年 月 ～ 年 月 受給年額: 万 千 円				※ 給付 ・ 貸与		万 千 円		万 千 円							
				名称() 期間: 年 月 ～ 年 月 受給年額: 万 千 円				※ 給付 ・ 貸与		万 千 円		万 千 円							
				名称() 期間: 年 月 ～ 年 月 受給年額: 万 千 円				※ 給付 ・ 貸与		万 千 円		万 千 円							

③ 本人を除く就学者	続柄	氏 名	年 齢	学校種別				設置区分		通学区分	
		学 校 名	学 年	1: 小学校 2: 中学校 3: 高校 4: 大学 5: 高専 ※23				1: 国立 2: 公立 3: 私立 ※22		1: 自宅 2: 自宅外 ※24	
				6: 専修学校(高等課程) 7: 専修学校(専門課程)							
		学 校 名	学 年	1: 小学校 2: 中学校 3: 高校 4: 大学 5: 高専 ※29				1: 国立 2: 公立 3: 私立 ※28		1: 自宅 2: 自宅外 ※30	
				6: 専修学校(高等課程) 7: 専修学校(専門課程)							
		学 校 名	学 年	1: 小学校 2: 中学校 3: 高校 4: 大学 5: 高専 ※35				1: 国立 2: 公立 3: 私立 ※34		1: 自宅 2: 自宅外 ※36	
				6: 専修学校(高等課程) 7: 専修学校(専門課程)							
		学 校 名	学 年	1: 小学校 2: 中学校 3: 高校 4: 大学 5: 高専 ※41				1: 国立 2: 公立 3: 私立 ※40		1: 自宅 2: 自宅外 ※42	
				6: 専修学校(高等課程) 7: 専修学校(専門課程)							
	学 校 名	学 年	1: 小学校 2: 中学校 3: 高校 4: 大学 5: 高専 ※47				1: 国立 2: 公立 3: 私立 ※46		1: 自宅 2: 自宅外 ※48		
			6: 専修学校(高等課程) 7: 専修学校(専門課程)								

④ 特別控除(円未満切り上げ)	家族数 (63)	() 人		大学記入欄	
	母子・父子世帯	※ 1: 死亡 ※ 2: 生別	1: 父 (年) 2: 母 または (年前)	(58) 0: 該当無 1: 該当	
	障がい者の(本人含む)いる世帯	①続柄 () ※障がい者・原爆被爆者(障がい※有・無) 障害年金 (※有・無) 障害者手帳 (※有・申請中) 特別児童扶養手当 (※有・無) ②続柄 () ※障がい者・原爆被爆者(障がい※有・無) 障害年金 (※有・無) 障害者手帳 (※有・申請中) 特別児童扶養手当 (※有・無)		(59)	
	長期療養者のいる世帯	①続柄 () 療養費 (万 千円) ②続柄 () 療養費 (万 千円)		(60) (合計年額)	
	火災・風水害盗難等を受けた世帯	被害年月日 (年 月 日) 被害額 (万 千円) 被害の内容		(62) 万 千円	
独立生計者 (64)		0: 該当無 1: 該当		申請区分 (66)	1: 一般 5: 事情(学資負担者死亡) 6: 事情(災害) 7: 事情(その他)
生活保護世帯 (65)		0: 該当無 1: 該当			

(注意) システム登録完了後に入力内容の誤り等が生じた場合は、該当箇所の訂正又は追記を手書き(黒インク)で行ってください。

(注)必ず申請者本人が、太枠内を記入してください。※印は該当箇所を○で囲んでください。

様式1-2

受付番号 1		氏名		学籍番号 2		通学区分 ※17		1:自宅(独立生計者・留学生は例外を除き「1:自宅」に○) 2:自宅外						
① 家族及び所得						記入が必要な家族を申請要項で確認してください。また、父母、配偶者が世帯に含まれる場合、その方が就学者の場合は下の③欄にも記入する必要があります。								
続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	就職年月	A : 給与収入		大学記入欄 給与収入合計	B : 給与収入以外の所得				大学記入欄 給与収入以外 の所得合計	
						給与 (アルバイト 専従者給与含む)	年金 (公的年金 企業年金)		その他 (児童手当 公的扶助等)	給与収入 合計	事業 所得 (農業・水産業 を含む)	雑所得 (個人年金等)		留学生仕送り 援助金 等
本人					年 月 から	万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	3 万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	4 万 千円
本人の 配偶者					年 月 から	万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	5 万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	6 万 千円
就学者を 除く家族	父				年 月 から	万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	5 万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	6 万 千円
	母				年 月 から	万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	7 万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	8 万 千円
					年 月 から	万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	9 万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	10 万 千円
					年 月 から	万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	11 万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	12 万 千円
					年 月 から	万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	13 万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	14 万 千円
					年 月 から	万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	15 万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	16 万 千円
					年 月 から	万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	17 万 千円	万 千円	万 千円	万 千円	18 万 千円

記入上の注意

② 奨学金

続柄	奨学金の有無	種別 ※18	受給期間・受給年額		貸与	給付・貸与	給付型奨学金合計	その他(給与型)奨学金合計
本人	日本学生支援機構 ※ 無・有	1:一 2:二種 3:併用	受給期間:	年 月～ 年 月	受給年額:	万 千円	※ 給付・貸与	万 千円
	その他の奨学金 ※ 無・有	その他	名称()	期間: 年 月～ 年 月	受給年額: 万 千円	※ 給付・貸与	万 千円	その他(貸与型)奨学金合計20
配偶者	日本学生支援機構 ※ 無・有	(上記1,2,3に該当しない場合のみ選択してください)	受給期間:	年 月～ 年 月	受給年額: 万 千円	貸与	給付型奨学金合計	その他(給与型)奨学金合計21
	その他の奨学金 ※ 無・有	その他	名称()	期間: 年 月～ 年 月	受給年額: 万 千円	※ 給付・貸与	万 千円	万 千円

記入上の注意

③ 本人を除く就学者

続柄	氏 名	年齢	学校種別	設置区分	通学区分
	氏 名	年齢	※23	※22	※24
	学 校 名	学年	1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程)	1:国立 2:公立 3:私立	1:自宅 2:自宅外
	氏 名	年齢	※29	※28	※30
	学 校 名	学年	1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程)	1:国立 2:公立	1:自宅 2:自宅外
	氏 名	年齢	※41	※40	※42
	学 校 名	学年	1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程)	1:国立 2:公立 3:私立	1:自宅 2:自宅外
	氏 名	年齢	※47	※46	※48
	学 校 名	学年	1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校(高等課程) 7:専修学校(専門課程)	1:国立 2:公立 3:私立	1:自宅 2:自宅外

④ 世帯

世帯主	氏 名	年齢	職業	収入	世帯員	関係
世帯主	氏 名	年齢	職業	収入	世帯員	関係
	学 校 名	学年	職業	収入	世帯員	関係
世帯員	氏 名	年齢	職業	収入	世帯員	関係
	学 校 名	学年	職業	収入	世帯員	関係

奨学金状況調書

フリガナ 本人氏名		※学部・MC・DC 学籍番号:	回生
フリガナ 配偶者氏名 (いる場合は記入)		在学学校名 () ※学部・MC・DC 学籍番号:	回生

以下の奨学金受給状況に関する質問に☑をつけて回答してください。※印は該当項目に○を付けてください。

○あなた(及び配偶者)は今年度(2020年4月～2021年3月)奨学金を受給しますか。

◆「継続」「更新」手続き中も「はい」にチェックしてください。申請時点で採用が不明な場合は「いいえ」にチェックしてください。

はい ☐ →受給する奨学金について以下の1～4に回答してください。 いいえ ☐ →このまま提出してください。

1. それは日本学生支援機構の貸与奨学金ですか。

はい ☐ →以下に詳細を記入してください。 いいえ ☐

番号	受給者※	奨学団体名	種別※	受給開始(予定)時期	受給終了(予定)期	受給月額	受給年額
1	本人・配偶者	日本学生支援機構奨学金	一種・二種	年 月	年 月	万 千円	万 千円
2	本人・配偶者	日本学生支援機構奨学金	一種・二種	年 月	年 月	万 千円	万 千円
3	本人・配偶者	日本学生支援機構奨学金	一種・二種	年 月	年 月	万 千円	万 千円
4	本人・配偶者	日本学生支援機構奨学金	一種・二種	年 月	年 月	万 千円	万 千円

2. それは給付型奨学金(返済不要、日本学生支援機構給付奨学金を含む)ですか。

はい ☐ →以下に詳細を記入してください。 いいえ ☐

番号	受給者※	奨学団体名	入学科・授業料 相当を含むか ※注1	受給開始(予定)時期	受給終了(予定)期	受給月額	受給年額
5	本人・配偶者		含む・含まない	年 月	年 月	万 千円	万 千円
6	本人・配偶者		含む・含まない	年 月	年 月	万 千円	万 千円
7	本人・配偶者		含む・含まない	年 月	年 月	万 千円	万 千円

注1:毎月などの定期的な支給とは別に、別途入学科・授業料相当額が支給される場合を指します。

3. それは貸与型奨学金(返済必要、日本学生支援機構奨学金を除く)ですか。

はい ☐ →以下に詳細を記入してください。 いいえ ☐

番号	受給者※	奨学団体名	入学科・授業料 相当を含むか ※注1	受給開始(予定)時期	受給終了(予定)期	受給月額	受給年額
8	本人・配偶者		含む・含まない	年 月	年 月	万 千円	万 千円
9	本人・配偶者		含む・含まない	年 月	年 月	万 千円	万 千円

注1:毎月などの定期的な支給とは別に、別途入学科・授業料相当額が支給される場合を指します。

4. 上記、受給中の奨学金の受給内容に、2020年4月以降変更がありますか。

◆「継続」「更新」手続き中も「はい」にチェックしてください。

はい ☐ →受給内容の変更について以下に詳細を記入してください。 いいえ ☐

変更になる奨学金の 番号を記入	変更の内容 ※	変更開始時期	変更後 受給月額	変更後 受給年額
	休止・復活・辞退・月額変更 ^{注2} ・延長・その他()	年 月	万 千円	万 千円
	休止・復活・辞退・月額変更 ^{注2} ・延長・その他()	年 月	万 千円	万 千円

注2:月額変更を選んだ場合は変更後の受給月額、年額欄も記入してください。

上記の奨学金についてそれぞれ、採用通知書、受給決定通知書等で、給付・貸与区分、受給期間、年額(内容の変更があった場合は変更内容)のわかる証明書類をA4サイズにコピーして併せて提出してください。(ただし、日本学生支援機構奨学金、外国人留学生学習奨励費、民間団体等奨学金で大学を通じて採用になった奨学金及び本学が給付する奨学金は、本学でその受給額等を把握していることから証明書類は不要です)。

独立生計者の家計状況申告書(私費外国人留学生を除く)

※独立生計で申請しようとする方はまず始めに申請要項で条件を確認してください。

※2020年4月から1年間の家計状況を記入してください。(既に終了している収入源は記入不要。)

※印は該当する項目に○を付けてください。

必ず収入合計(年額) ≥ 支出合計(年額)となるように記入してください。

フリガナ 氏 名				学部・研究科 年度入学/ MC ・ DC		学科・専攻 年		
学籍番号:				指導教員氏名:				
収入 状 況	奨 学 金	続柄	奨 学 団 体 名	支 給 期 間	年 額			
				年 月 ~ 年 月	万	千円		
				年 月 ~ 年 月	万	千円		
				年 月 ~ 年 月	万	千円		
	定 職 ・ ア ル バ イ ト 等	続柄	職 種 (勤務先)	就 労 期 間	年 収			
					万	千円		
					万	千円		
					万	千円		
					万	千円		
	そ の 他	続柄	名 称	受 給 区 別				
				※ 援助金・借り入れ・預貯金	万	千円		
				※ 援助金・借り入れ・預貯金	万	千円		
	収 入 合 計 (年 額)						万	千円
支 出 状 況	項 目			月 額	年 額			
	食 費			万 千円	万	千円		
	住 居 費			万 千円	万	千円		
	光 熱 費			万 千円	万	千円		
	修学費(授業料を除く)・教養費			万 千円	万	千円		
	社 会 保 険 費			万 千円	万	千円		
	通信費(携帯電話代等)			万 千円	万	千円		
	そ の 他				万 千円	万	千円	
					万 千円	万	千円	
					万 千円	万	千円	
支 出 合 計 (年 額)						万	千円	

以下のことを確認し、完了していればチェック欄に☑を付け、提出の際に不備がないようにしてください。

□指定された添付書類は用意できていますか。(申請要項参照)

□収入合計(年額) ≥ 支出合計(年額) となっていますか。

<この様式は、2枚目(裏面)があります。必ず申請する前に確認してください。>

大学院生の独立生計認定について

独立生計認定条件を満たし、以下の証明書の提出が可能な場合に、独立生計での申請を認めます。

独立生計認定条件(以下の1.～3. 全ての条件を満たす必要があります。)

1. 本人(及び配偶者)の父母等と別居している
2. 本人(又は配偶者)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される
3. 所得税法上、父母等の扶養家族でない

1. 本人(及び配偶者)の「住民票」

セルフチェック欄

☐

- ※ 世帯全員分である旨の証明がある住民票を提出してください。
(「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します」等の記載があること)
- ※ 世帯全員分である旨の証明ができない場合、父母の世帯全員分の住民票を併せて提出してください。
- ※ 父母等と別居しているが、住民票を移動させていない場合は本人(及び配偶者)と父母等が記載された住民票に併せて、申請時現在で別居していること分かる書類の提出が必要となります。
→ 本人の名前が確認できる「賃貸借契約書(写)」(公共料金の領収書は不可)

注2

2. 本人(及び配偶者)の「平成31年度所得証明書(課税証明書)(扶養人数について記載のあるもの)」及び、収入を証明する書類

セルフチェック欄

☐

- ※ 申請要項の記載内容に従い書類を提出してください。

3. 父母の扶養を受けていないことがわかる証明書類

セルフチェック欄

☐

書類の例)

「給与所得者の扶養控除等異動申告書(写)」、父母の扶養家族氏名が明記されている「令和元年分給与所得の源泉徴収票(写)」、「令和元年分所得税の確定申告書第一表・第二表(写)」

- ※ 上記『2. 本人(及び配偶者)の「所得証明書(課税証明書)」』により、本人の年収が103万円以上であることが証明できる場合及び配偶者がいる方で配偶者の年収が103万円以上あり、本人が配偶者に扶養されていることが証明できる場合は書類を提出する必要はありません。
また、その他の書類により年収が103万円以上であることがわかる方についても提出は不要です。

なお、配偶者の収入が103万円以上であっても、本人が配偶者に扶養されていることが証明できない場合は、書類が必要です。
- ※ 父母のどちらか一方の証明書類により、その配偶者を扶養していることが分かる場合、被扶養者となっている方の証明書類の提出は不要です。
- ※ 上記証明書で扶養から外れていることがわからない場合(2019年(平成31年)1月以降に外れた場合など)は、別途扶養から外れていることがわかる書類が必要となります。

注1 上記以外にも必要に応じて参考となる書類の提出を求めることがあります。

注2 平成31年度所得証明書(課税証明書)は、平成30年分所得について証明した書類です。
必ず発行窓口で扶養人数が記載されたものと指定して交付してもらってください。
所得証明書が発行されない場合は、「非課税証明書」を提出してください。

私費外国人留学生の家計状況申告書

2020年4月から1年間の家計状況を記入し、※印は該当する項目に○を付けてください。

必ず収入合計(年額) ≥ 支出合計(年額)となるよう記入してください。

フリガナ				※学部・研究科		※学科・専攻	
氏 名				年度入学/		※MC・DC 年	
				学籍番号:			
		職 業	就 職 年 月	現地での収入金額	日本円換算		
父の収入状況					円		
母の収入状況					円		
収入 状 況	奨学金	続柄	奨 学 団 体 名	支 給 期 間	年 額		
				年 月～ 年 月	万 千円		
				年 月～ 年 月	万 千円		
	援助金・仕送り	続柄	送 金 者	生 活 費 の 出 所	年 額		
					万 千円		
					万 千円		
	アルバイト等	続柄	職 種 (勤務先)	就 労 期 間	年 収		
					万 千円		
					万 千円		
					万 千円		
					万 千円		
	その他	続柄	名 称	受 給 区 別			
				※ 援助金・借り入れ・預貯金	万 千円		
				※ 援助金・借り入れ・預貯金	万 千円		
収 入 合 計 (年 額)					万 千円		
支 出 状 況	項 目			月 額	年 額		
	食 費			万 千円			
	住 居 費 (※留学生会館・下宿・アパート・他)			万 千円			
	光 熱 費			万 千円			
	修学費(授業料を除く)・教養費			万 千円			
	社 会 保 険 費(健康保険・年金等)			万 千円			
	通信費(携帯電話代等)			万 千円			
	上 記 の 支 出 合 計			(1ヶ月の合計) 万 千円			
	その他					万 千円	
						万 千円	
				万 千円			
支 出 合 計 (年 額)					万 千円		
日本に 居る 家 族	続柄	氏 名(年齢)	来日時期	職業・学校名・学年	同居・別居を選択		
		(才)	年 月		※ 同居 ・ 別居		
		(才)	年 月		※ 同居 ・ 別居		
		(才)	年 月		※ 同居 ・ 別居		

<注意事項>

○書類の提出前に、各項目をもう一度確認してください。

○既に終了しているものを記入することはできません。

○もし修正や追記が必要な場合は、黒インクで上書き修正した上、学生センターに提出してください。

大阪大学免除申請者(申請者本人)

学籍番号										氏 名
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

在学状況書類貼付用紙

※印は該当する項目に○を付けてください。

在学者氏名(続柄)	この欄に学生証のコピーを貼付してください。 (必ず有効期限の記載されたものを提出してください。有効期限が裏面に記載されているもの又は両面ともに有効期限の記載のないものについては、両面をコピーの上、提出してください。) 2020年4月入学者で、学生証がまだ発行されていない場合は、各学校所定様式の在学証明書又は合格通知書(写)と入学手続きが完了していることが確認できる書類(例:入学金支払領収書(写)等)の2点を提出してください。 ※中学生以下の場合、提出は不要です。
()	
学 校 区 分	
※国立・公立・私立	
通 学 区 分	
※ 自宅・自宅外	

在学者氏名(続柄)	この欄に学生証のコピーを貼付してください。 (必ず有効期限の記載されたものを提出してください。有効期限が裏面に記載されているもの又は両面ともに有効期限の記載のないものについては、両面をコピーの上、提出してください。) 2020年4月入学者で、学生証がまだ発行されていない場合は、各学校所定様式の在学証明書又は合格通知書(写)と入学手続きが完了していることが確認できる書類(例:入学金支払領収書(写)等)の2点を提出してください。 ※中学生以下の場合、提出は不要です。
()	
学 校 区 分	
※国立・公立・私立	
通 学 区 分	
※ 自宅・自宅外	

在学者氏名(続柄)	この欄に学生証のコピーを貼付してください。 (必ず有効期限の記載されたものを提出してください。有効期限が裏面に記載されているもの又は両面ともに有効期限の記載のないものについては、両面をコピーの上、提出してください。) 2020年4月入学者で、学生証がまだ発行されていない場合は、各学校所定様式の在学証明書又は合格通知書(写)と入学手続きが完了していることが確認できる書類(例:入学金支払領収書(写)等)の2点を提出してください。 ※中学生以下の場合、提出は不要です。
()	
学 校 区 分	
※国立・公立・私立	
通 学 区 分	
※ 自宅・自宅外	

大阪大学免除申請者(申請者本人)

学籍番号									氏 名
------	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

支払(見込み)証明書

◆ 事業主の方へ、記入上のお願い

- ① ※印は該当する項目に○印を付けてください。
- ② 金額は、通勤手当を差し引いた「支払総額」を記入してください。賞与がある場合は、賞与を含めてください。
- ③ 5. の欄は、示している期間を通常に勤務した場合に、支払が見込まれる金額を記入してください。
また、期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入した上で、備考欄に在職期間も併せて記入してください。

1. 氏 名	
2. 生 年 月 日	年 月 日生
3. 採 用 年 月 日	年 月 採用
4. 勤 務 態 様	※ 常 勤 ・ パート(非常勤)

5. 【2020年4月1日 ～ 2021年3月31日】に勤務した場合の支払額

支 払 額 合 計 (平 均 月 額)	円 (円)
備 考	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(給 与 支 払 者)

所 在 地 _____

事業所名又は店名 _____

職 名 ・ 氏 名 _____ 印

※代表者等ではなく、給与支払担当者の証明でも構いません。

大阪大学免除申請者(申請者本人)

学籍番号											氏 名
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

給与明細関係書類貼付用紙

給与所得者氏名	続柄 ()
---------	--------

◆ 記入上のお願い

○勤務実績のあった最近3か月分の給与明細書等を元に月額を平均して年間収入見込額を算出してください。
(通勤手当は除く)

平均月額(支給額(控除前)－通勤手当)×15＝年間見込額

○ただし、パート等で賞与(ボーナス)が支給されない場合は、平均月額×12としてください。

○紛失や、就業から3か月未満である等の事情により、最近3か月分の給与明細書等が添付できない場合は「支払(見込み)証明書」(様式6-1)に証明を受けてください。

下記の推算式に金額を記入してください。※欄については、あてはまる方に○印を付けてください。

古いものから 順に 記載すること ↓	勤 務 先 (会社名)		
	※賞与 (ボーナス): 有 ・ 無	※賞与 (ボーナス): 有 ・ 無	※賞与 (ボーナス): 有 ・ 無
月分	円	円	円
月分	円	円	円
月分	円	円	円
月分	円	円	円
月分	円	円	円
合計	円	円	円
年間見込額	※ 合計÷月数×(15又は12) = 円	※ 合計÷月数×(15又は12) = 円	※ 合計÷月数×(15又は12) = 円

準備した給与明細書等はA4サイズにコピーし、この用紙の後ろ側に貼付又はホッチキス留め(左上)し、この用紙をめくった時に確認が行えるようにしてください。

- ・ 給与明細書等は、上記に記載の順番どおりに貼付してください。
- ・ この用紙が複数枚必要な時は、この用紙をコピーしてください。
- ・ A4サイズより小さい給与明細書等(コピー可)は、この四角枠内に貼付してください。

年 月 日

大阪大学アルバイト申告書

免除申請者氏名 _____ 印

下記の内容は事実と相違ないことを申告いたします。

◆ 記入上の注意

- ・2020年4月～2021年3月までについて申告してください。
- ・複数の雇用部局がある場合はそれぞれについて申告してください。
(同じ雇用部局でも契約が別の場合はそれぞれについて申告してください。)
- ・給与(見込)年額は、申告の時点で通常に勤務した場合に受け取る見込みの額を記入してください。
- ・【給与合計(勤務先1+勤務先2+勤務先3)】の「給与(見込)年額の合計」欄は記入必須です。
- ・勤務先が4つ以上ある場合は、この様式をもう1枚用意し、4つ目以降の勤務先について申告してください。

<記入例>

雇用部局名(研究科・研究所等)	〇〇研究科
就 労 期 間 (2020年4月～2021年3月の間)	2020 年 4 月 ～ 2021 年 3 月 (予定)
雇用種別(該当するものに○)	TA ・ RA ・ チューター ・ その他 ()
給与(見込)年額	72000 円 (時給 1200 円 × 総時間数 60 時間)

<勤務先1>

雇用部局名(研究科・研究所等)	
就 労 期 間 (2020年4月～2021年3月の間)	____年____月 ～ ____年____月 (予定)
雇用種別(該当するものに○)	TA ・ RA ・ チューター ・ その他 ()
給与(見込)年額	____円 (時給____円 × 総時間数____時間)

<勤務先2>

雇用部局名(研究科・研究所等)	
就 労 期 間 (2020年4月～2021年3月の間)	____年____月 ～ ____年____月 (予定)
雇用種別(該当するものに○)	TA ・ RA ・ チューター ・ その他 ()
給与(見込)年額	____円 (時給____円 × 総時間数____時間)

<勤務先3>

雇用部局名(研究科・研究所等)	
就 労 期 間 (2020年4月～2021年3月の間)	____年____月 ～ ____年____月 (予定)
雇用種別(該当するものに○)	TA ・ RA ・ チューター ・ その他 ()
給与(見込)年額	____円 (時給____円 × 総時間数____時間)

【給与合計(勤務先1+勤務先2+勤務先3)】

給与(見込)年額の合計	____円 ※上記金額を免除等申請システムに入力。勤務先は「大阪大学」としてください。
-------------	--

大阪大学免除申請者(申請者本人)

学籍番号									氏 名
------	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

年金関係書類貼付用紙

受 給 者 氏 名 (続 柄)	()
最新の年金振込通知書(写)又は年金額改定(決定)通知書を (2020年4月以降の支給が決定している方は最新の年金決定 (裁定)通知書(写)を)この欄に貼付してください。 <u>(注意:コピーは受給者の氏名がわかるようにしてください。)</u> - この貼付用紙1枚につき、1名分ずつ貼付してください。 また、それぞれの年金について「年金の種類」「年金年額」を必ず記入してください。 - スペースが足りない場合は、この用紙の後ろ側に貼付又はホチキス留め(左上)し、用紙をめくった時に確認が行えるようにしてください。 - この貼付用紙が複数枚必要な時はこの用紙をコピーしてください。	

年 金 の 種 類	年 金 年 額
	円
	円
	円
年 金 受 給 額 合 計	円

受付番号				
------	--	--	--	--

年 月 日

大阪大学総長 殿

様式 8

推薦書

(学部学生・大学院生共通)

様式8は指導教員等が推薦所見を記入し、申請者本人経由で学生センターへ提出することとしています。指導教員等の判断で直接学生センターへ提出することを可能としています。指導教員等がその指示をした場合は「提出書類チェックシート」の様式8の欄に「指導教員提出」と記載して提出してください(またはその旨を記載したメモを同封してください)。

太枠内を記入してください。

氏名:				学籍番号											
学 部 研究科		学 科 専攻		MC DC	年	年度				月入学					
学生センター記入欄		(年 月卒業予定のところ 超過 年目)													

1. 留年・最短修業年限を超過した理由(該当する番号を○で囲み(複数可)下欄に具体的理由を記入してください。)

1. 病気 2. 留学 3. 出産 4. 育児 5. 国等からの派遣事業参加

※(病気が理由での超過の場合、診断書を添付してください。)

6. その他 ()

理由を具体的に記入(休学、留学、留年による超過の場合、期間、時期を必ず記入してください。)

休学の期間:		年	月	~	年	月							
留学の期間:		年	月	~	年	月							
留年時期:		年度				年次							

2. 研究題目(大学院生のみ)

--

----- (以下、推薦者記入欄) -----

3. 修学状況・研究態度・研究活動の進捗状況等

4. 今年度成業の見込み ※卒業(修了)単位の充足状況も含めて記載してください

推薦者 指導教員(又はクラス担任)氏名

印

指導教員等各位

この様式は授業料免除等申請者が休学期間を含め在籍期間が最短修業年限を超過している場合に提出する書類です。推薦者の記入欄には、推薦に相応しい所見を具体的に記入してください。なお、申請者本人からではなく、指導教員からの直接提出を要するときは、申請者にその旨を指示し、吹田学生センター授業料免除担当宛に送付してください。

大阪大学免除申請者(申請者本人)

様式9

学籍番号									氏 名
------	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

年 月 日

(記入にあたっては裏面を参照してください。)

療 養 費 証 明 書

療養者氏名				診療期間	※ 通院 ・ 入院 年 月から か月日 ・ 週 回程度来院		
傷 病 名				健康保険の種類	※ 国保 ・ 社会保険 ・ 老人保険 ・ その他 ()		
区分	↓診療機関の方は証明した項目に○をつけてください。			④その他	⑤補填金額 (高額療養費・高額介護サービス費)		自己負担額合計 (①+②+③+④)-⑤
	①入院	②外来	③介護サービス (自己負担分)				
支払った月	※個室料・予防注射料・文書料は除いて記入願います。 (本人が記入する場合は、診断書、領収書(写)の添付が必要です。)			診療機関記入欄	本人記入欄 (領収書添付必要)	診療機関記入欄	本人記入欄 (振込通知書(写)の 添付が必要です。)
2019年 4月							
2019年 5月							
2019年 6月							
2019年 7月							
2019年 8月							
2019年 9月							
2019年 10月							
2019年 11月							
2019年 12月							
2020年 1月							
2020年 2月							
2020年 3月							
合計金額	円	円	円	円	円	円	円

上記傷病に係る、療養費及び、6か月以上療養していること、
又は6か月以上の療養を必要とすることについて証明します。

年 月 日

診療機関名

※調剤薬局に依頼するときは、必ず医師の証明のある傷病等の分についてのみ証明を受けてください。

住所

※介護サービスに係る分については、請求内容の内訳が記載された領収書(写)が必要です。

医師名等

印

<この様式は、2枚目(裏面)があります。必ず併せて確認してください。>

療 養 費 証 明 書(様式9)記 入 要 領 及 び 注 意 事 項

- 「長期療養者のいる世帯」の特別控除を受ける場合は提出してください。
- 申請時現在において、6か月以上の長期療養中の方、医師の診断書等により療養が必要であると診断された方又は介護保険被保険者証にて介護等が必要とされた方が対象となります。
- 算入する療養費は、申請前12か月以内に支払った分が対象です。
- 病院・施設等に願ひ出て、記入してもらい、証明を受けてください。証明を受けた場合は医療費に関して診断書・領収書の提出は不要です。
介護サービスに係る分については、この用紙で施設等に証明を受けた場合でも、介護保険被保険者証(写)と請求内容の内訳が記載された領収書(写)が必要です。
- 証明を受けられなかった場合、自身で療養費証明書に記入ください。提出の際は、「6か月以上療養していること、又は6か月以上の療養を必要とすることが明記された診断書(原本)」と「算出の元となった領収書(写)」を併せて提出してください。
提出のないものについては無効です。
- 自身で証明する場合は「診療機関記入欄」に記入しないよう、注意してください。また、診療機関が証明する場合は、本人記入欄は記載しないでください。記入がある場合、本紙は無効となります。
- 自身で作成する場合は、領収書(写)は最近1年以内のもので、**月ごとにA4判用紙に貼付し、合計金額を記入してください。**
領収書は確認しやすいように月ごとに並べてください。
※月ごとに並んでいないもの、算出表に金額の記入がないもの及びA4判になっていないものは対象外とします。
※領収書に氏名の書かれていないもの、領収印のないもの、介護サービスについては料金の内訳の記載がないものも対象外とします。
※補填される金額があり、⑤に記入する場合は、振込通知書(写)も添付してください。
- 複数の医療機関を受診されている場合は、本紙をコピーし、病気別、病院別に療養費証明書を作成してください。
- 控除の対象となる費目は次のとおりです。
 - ア. 医師又は歯科医師への診療・治療費
 - イ. 病院、診療所への入院費用
 - ウ. マッサージ師、鍼灸師、柔道整復師などの治療費
 - エ. 看護人に対して支払う費用(看護人に対する賄い費を含む)
 - オ. 治療又は療養のための医薬品費(おむつ代は医師が必要と証明したものに限ります。併せて「おむつ使用証明書」(写)を添付してください。)
 - カ. 病院、診療所に通院するための交通費(診断書等により必要不可欠と認められたものに限り)
 - キ. 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けたものがサービスを利用した場合の自己負担額
 - ク. 医師が必要と認めた治療用装具代

※文書料、予防注射料、個室料、差額ベッド代、医師により必要であることが証明されていないおむつ代は控除対象になりません。

(証明にあたる診療機関の方へ)

- 太枠内を記入してください。なお、空欄の箇所は斜線を引いてください。
- 月ごとにかかった自己負担額について証明をお願いします。
- 「④その他」欄については、上記の控除対象費目のうちエ〜クについて記入をお願いします。
- 算入する療養費は、申請前12か月以内に支払った分の領収書によるものが対象です。

様式10-1

申立書・事情書

年 月 日

学部名・研究科名	学年	氏名
	学部・ 修士・博士 年	
学生本人以外が申し立てる場合の 署名・捺印欄	印	

[illegible]

受付番号			
------	--	--	--

アルバイト等に関する退職申立書

※ この退職申立書を使用できるのは、当該申立者のアルバイト・パート等に限ります。
※ 勤務先が複数ある場合はそれぞれを以下に記入してください。
※ この用紙が複数枚必要な時はこの用紙をコピーしてください。
※ 学内のティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、アルバイト、チューターの退職については申し立てる必要はありません。

		年	月	日
学部名・研究科名	学年	氏名		
	学部・ 修士・博士	年		
申立者(退職者) 氏 名		(申請者との)続柄		

①	アルバイト先名称				
	職務内容				
	就職日	年	月	日	就職
	退職日	年	月	日	退職
	1か月平均収入	円			
	退職金支給の有無	有 ・ 無			
	※退職金有の場合は、その額	円			

②	アルバイト先名称				
	職務内容				
	就職日	年	月	日	就職
	退職日	年	月	日	退職
	1か月平均収入	円			
	退職金支給の有無	有 ・ 無			
	※退職金有の場合は、その額	円			

③	アルバイト先名称				
	職務内容				
	就職日	年	月	日	就職
	退職日	年	月	日	退職
	1か月平均収入	円			
	退職金支給の有無	有 ・ 無			
	※退職金有の場合は、その額	円			

学籍番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申告書(両面印刷)

学部名・研究科名	学年	氏名
	学部・ 修士・博士 年	

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない方は、必要項目をご記入ください。【申請区分:一般及び独立生計者のみ】

家計支持者※の氏名	1	2
申請者との続柄(該当者に○をつけてください。)	父・母・申請者本人・その他()	

※父及び母、又は父及び母に代わって家計を支えている者

公的支援の証明書(国・地方公共団体及びこれに準ずるものとして考えられる独立行政法人・特殊法人等が審査の上、給付・貸与・税の猶予を実施しているものの対象者であることを証明するもの)を提出できない事情を記入してください。	
--	--

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入等が減収したことのわかるように、必要事項を記入してください。【申請区分:一般及び独立生計者のみ】

A 新型コロナウイルスの影響による減収となった家計支持者の直近1か月の収入見込額

家計支持者		申請者との続柄		給与収入		円
				公的年金(企業年金・遺族年金含む)・児童手当・児童扶養手当・養育費		円
				事業収入・不動産収入・個人年金		円
家計支持者		申請者との続柄		給与収入		円
				公的年金(企業年金・遺族年金含む)・児童手当・児童扶養手当・養育費		円
				事業収入・不動産収入・個人年金		円

※収入見込額は、給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金(企業年金含む)、遺族年金、個人年金、児童手当、児童扶養手当、養育費等収入です。これらの収入以外については、Aの収入額に含める必要はありません。

B 収入見込額(A×12か月) ※給与収入、公的年金(企業年金・遺族年金含む)、児童手当、児童扶養手当、養育費はBまで記入してください。 ※事業収入、不動産収入、個人年金は、C及びDも記入してください。

B1	給与収入		円
B2	公的年金(企業年金・遺族年金含む)・児童手当・児童扶養手当・養育費		円
B3	事業収入、不動産収入、個人年金		円
計			円

控除等	
事業収入、不動産収入、個人年金を有する方	
C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入、個人年金にかかる必要経費の見込額(12か月分)	
	円
【記入上の留意点】	
※Bの収入のうち、事業収入及び不動産収入に係る必要経費は、例えば、Aの収入額の算出に用いた任意の1か月の収入のために要した必要経費の12か月相当分を算出してご記入ください。	

D 見込額 B1+B2+(B3-C)

給与収入		円
公的年金(企業年金・遺族年金含む)・児童手当・児童扶養手当・養育費		円
事業収入、不動産収入、個人年金		円
計		円

3. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入等が減少した事由と減少する前に、申請者本人(私費外国人留学生)が日本で生活するために得る収入額(様式4に記載の収入額)と減少後1か月の収入額を詳細に記入してください。【私費外国人留学生のみ】

F 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の収入額(様式4に記載の収入額)

	円
--	---

G 新型コロナウイルス感染症の影響により収入等が減少した直近1か月の収入額

奨学金	(奨学金名)		円
援助金・仕送り	(送金者)		円
預貯金			円
アルバイト ※振替となる給与明細表を貼付してください。	(勤務先)		円

減収した事由	
--------	--

上記の記載内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名 _____ 印

大学確認欄			
1	2	3	No